

令和4年第5回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月8日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
16番	大西徳三郎		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

副市長	大野一彦	教育長	川治秀輝
総務部長	原誠	企画部長	高橋誠
市民環境部長	村澤勲	健康福祉部長	小椋真二
産業建設部長	高木孝人	林政部長	高井和之
上下水道部長	谷口博文	教育委員会 事務局長	青山英治
会計管理者	瀬川清泰		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	後藤謙治

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、本日の会議を市長が欠席されていますので、答弁者が市長となっている質問は副市長に答弁をしていただき、再質問で答弁者が市長となっている質問は担当部長に答弁していただくようにしておりますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、一般質問を行います。

5番 高橋時男君の発言を許します。

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

皆様、おはようございます。

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

本日も大応援団に来ていただいておりますので、空回りしないように、しっかりと質問したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最初の質問は、自治会の加入状況と課題についてであります。

現在、本市の各地域には住民による住民のための自治組織であります自治会があり、自治会長をはじめとする地域の皆様がお互い支え合い、住みよいまちを目指し、日々御尽力されておられます。

自治会は任意団体であり、住民に加入の義務はございません。しかし、自治会は行政からの情報を伝えたり、協働により身近な公共的活動に取り組んでおり、行政と市民の一番のかけ橋となっています。また、地域の見守りや安全、安心、福祉や防災などの観点からいえば、地域住民にとって地域のつながりの拠点であり、大震災における防災活動における共助を速やかに行える人材の集まりでもあります。他方、行政側にとっても自治会は大変重要な存在で、自治会の活動が行政運営に大きく影響を与えるものと思慮いたします。

私は、言い換えれば、地域住民の声を行政に反映させ、共にまちづくりを考える点においては、自治会と行政というのは切っても切れない不可欠なパートナーの関係にあると考えます。

そこで、1点目の質問をさせていただきます。

市として、自治会の必要性、重要性についての認識についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

自治会の必要性・重要性の認識につきまして、お答えをさせていただきます。

現在、自治会は地域課題を解決するための合意形成や、伝統行事などの運営による地域文化の継承、住民相互の親睦といった活動のほか、市からの依頼への対応や、住民への情報伝達なども含めまして、地域コミュニティにおける中心的な役割を担っております。

また、ごみ集積場の共同管理、清掃活動、社会福祉や募金活動などへの協力のほか、消防団、PTA、福祉関係団体などとの連携による地域の安全管理や防犯、自主防災などの取組、独居老人などに対する住民同士の見守りと助け合いなど、新たな地域課題にも対応していただいておりますことから、自治会の役割は極めて重要であり、必要不可欠であると認識しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

市としても、自治会の役割は極めて重要であり、必要不可欠であるとの認識ではありますが、その一方で全国的には自治会の加入率が減少傾向にあり、地域を悩ませている現実があります。自治会加入の低下は、地域の人々のつながりが薄れ、地域力が低下するのではないかと懸念いたします。

令和3年10月の総務省自治行政局の自治会・町内会の活動の持続可能性についてのアンケート調査結果では、本市の人口に当てはまる区分、人口が1万人以上5万人未満の市町村においては、平成22年から令和2年の10年間の平均加入率は、平成22年が80.9%であったのに対し、令和2年では74.2%と、10年間で6.8%減少しています。

本市におきましても例外ではなく、自治会には以前から加入していない、あるいは加入していたが何がしかの理由で脱会したというような話も耳にいたします。

そこで、2点目の質問をさせていただきます。

本市における自治会の加入状況と、その推移についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、自治会の加入状況と推移につきましてお答えさせていただきます。

毎年4月1日現在で、各自治会から加入世帯数を御報告いただいております。平成25年には住民基本台帳に登録されている世帯数1万1,979世帯に対し、加入世帯数は1万1,021世帯、加入率は92.0%でございました。

その後、台帳登録世帯数の増加とともに加入世帯数もある程度増加する年もございましたが、ここ数年は台帳登録世帯数の増減に関わらず加入世帯数は減少し、本年、令和4年には台帳登録世帯数1万2,662世帯に対し、加入世帯数は1万1,043世帯、加入率は87.2%となっております。

なお、加入率につきましては、若干増加する年もございましたが、ほぼ前年よりも減少して推移しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

本市においても、自治会への加入は減少して推移しているという話でございますが、ここで再質問させていただきます。

自治会加入の低下、減少によりまして、行政運営に支障・影響はないのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問について、原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

自治会の加入が減っていくと行政上の支障があるかということについて、お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えしましたとおり、自治会の加入が減りますと自治会の役割である地域課題解決のための合意形成や、住民同士の連携・協力などにおいて様々な問題が生じるおそれがございます。中でも、自主防災活動に参加しないことにより、災害時の避難や救助などにおいて非常に重要である共助が成り立たなくなることが心配されます。また、児童にあつては、通学や子ども会活動への参加などで支障が出ることも予想されます。

このように、地域活動において問題が生じることは行政運営にも様々な形で影響し、支障が出てくるものと懸念しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

自治会加入の減少は、少なからず行政運営にも支障・影響、懸念があるという答弁でございましたが、そうであるならば早期に加入率の減少に歯止めをかける必要がございます。

その加入促進策につきましては、後ほど質問させていただきたいと思いますが、昨今、非婚化や少子高齢化時代を迎え、独り暮らしや共働き、高齢者世帯が増加し、世代間や住民同士のつながり

が薄れ、情報共有や相互理解など数多くの問題に直面しています。

また、市の情報発信は現在ホームページやメール、広報紙や回覧板、掲示板などが中心で、ここ二、三年は特にコロナ禍ということであり、地域住民が一堂に会する集会等の開催が困難になっており、過去にも増して新しい住民の方々や共働き世代、若い世代などへのアプローチが難しく、住民との接点・交流が難しい状況でございます。

そこで、3点目の質問をさせていただきます。

本市において、自治会加入が逡減している要因はどこにあるかとお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

自治会加入が逡減する要因につきまして、お答えをさせていただきます。

近年は、社会保障・福祉制度の充実により、相互扶助がなくとも生活していけるような時代になっております。また、情報通信技術の発達により、誰でも必要な情報を簡単に入手できる社会となったことに加え、インターネット社会が発達し、また人々の生活も多様化していることから、それぞれの趣味や世代のくくりで同じ価値観を持つ者と気軽につながりが増えており、個人が現実社会での場や時間を共有することが少なくなっております。

一方、居住地域における人のつながりの一つである自治会につきましては、会員になることでイベントの準備に駆り出されたり、ごみ集積所の清掃当番などもございますし、また自治会費等の負担や定期的な会合への参加も必要となります。

このような自治会活動に対しましても、生活の多様化から地域住民の価値観の違いも大きく、自治会加入は負担であるとか、メリットがないといった不満も聞かれます。また、自治会が自らの地域のために行っている環境美化や防犯対策、災害時の対応準備など、あらゆることを全て行政が行えばよいとの意見を聞くこともございます。

このような状況の中で、自らが暮らす地域を自らの手で一層よくしようという意識は薄れ、自治会加入に対する不安や疑問を持つ人が増え、加入に消極的になり、減少しているものと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

私は、答弁にもありましたが、自治会に加入している方と自治会に加入していない方の明確なメリット・デメリットが分かりにくいことにより、自治会に加入すれば役員が回ってくる、あるいは

地域の行事にも参加しなければならないなど、デメリットを感じている人が多いような気がします。そのような感じを受けている人が多いために、加入率が低下しているのではないかと考えます。

そこで、4点目の質問をさせていただきます。

今後も持続可能な自治会としていくためには、市としてもいろいろと考えていく必要があると思いますが、自治会加入促進のための取組についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

自治会加入促進のための取組につきまして、お答えをさせていただきます。

市では、自治会振興事業、地域環境活動事業、自主防災活動事業及び公民館活動事業などの補助金を、令和3年度実績で申し上げますと、市内118自治会に対し、合計で5,700万円余りを交付して自治会活動を支援しており、これを活用して個々に適した自治会活動が行われることより、各自治会が魅力あるものとなり、その結果として自治会加入が促進されることを期待しておりまして、引き続き各自治会における自主的な活動に対し、支援できるように努めてまいります。

また、本巢市への転入及び定住を促進し、人口減少対策を図ることを目的に、住宅を新築、購入または建て替えをした人に補助金を交付する「もとす暮らし応援補助金」制度におきましては、本巢市を生活の本拠として居住する意思に合わせて、居住地の自治会へ加入することを要件として加入促進を図っております。

そのほか、市内転入者の手続の際に案内チラシにより自治会組織へ加入し、地域づくりに参加していただけるようお願いしておりまして、市といたしましても今後さらに自治会の必要性などを広く周知していくとともに、各自治会における加入促進に対する活動につきましても支援できるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

私は、自治会のメリットというのはすぐ目の前に現れるものではなく、自治会員の皆様が日々粛々として行っておられる子どもたちの見守りであったり、防犯活動など、気づいていないだけで大きなメリットが存在していると考えます。また、例えば道路の補修や消えかけた道路の白線、見にくいカーブミラー、通学路の危険な箇所、浸水対策など、自治会が地元の意見や要望事項を取りまとめて行政と協議することで安全・安心な住環境が守られているなど、様々なメリットがあると考えています。即効性のあるメリットだけを捉えて、自治会加入のメリットがないというイメージを持たれていることが問題ではないかと考えます。

今後、自治会メリットを分かりやすく整理し、市のホームページや広報紙等によりしっかりと市民に発信することで、自治会の加入促進・脱会防止につなげていただきますようお願いいたします。次回の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、民生委員・児童委員の現状と負担軽減についてです。

本市の高齢者人口も2020年の国勢調査結果では1万人を超え、65歳以上の高齢者の割合である高齢化率も30.6%となり、3人に1人が高齢者となりました。近年、高齢者を取り巻く社会問題として、孤独死や振り込め詐欺、高齢者虐待など、深刻なニュースが耳に入っています。このような地域で起こる様々な問題を早期に対応するためには、高齢者の見守り活動は必要性が高く、介護とともに高齢福祉施策の中でも大変重要であると考えます。

その高齢者の見守りで、一番のキーパーソンが民生委員・児童委員の方であり、日々私たちの生活を取り巻く様々な諸問題の解決に御尽力させていただいております。私の地元の民生委員・児童委員の方も、毎日、暑い日も寒い日も、また雨の日も小学生の登下校に付き添われており、その姿をよく目にいたしますが、本当に頭が下がる思いです。

数か月前、地元の自治会長さんより次期の民生委員・児童委員の候補者の人選に苦慮しているとの相談を受けたという経緯もあり、今回この質問をさせていただきました。

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した済世顧問制度に始まり、翌年には大阪府で方面委員制度が発足し、昭和3年には方面委員制度が全国に普及いたしました。昭和21年、民生委員令の公布により、名称が現在の民生委員に改められました。

民生委員・児童委員の任期は3年で、給料はなく、交通費など活動費を支給される非常勤の公務員で、厚生労働大臣が委嘱しています。委員は、住民の立場に立って福祉や児童に関する様々な相談に応じ、必要な援助を行うほか、社会福祉の増進に努める役割を担っています。

委員の定数は、自治体規模や世帯数で決められています。感染拡大防止の観点から様々な活動が制限されるこのコロナ禍においても、他機関連携や地域連携の中でできる限りの活動を行っていただいていることに改めて感謝と敬意を表します。その一方で、全国的な傾向として民生委員・児童委員の高齢化、成り手不足、様々な社会情勢を背景に負担が増えている現状があります。

令和3年3月現在、全国で約23万人の民生委員・児童委員がおられ、岐阜県においては約4,550名、本市の民生委員・児童委員の定数は75名で、先月11月30日をもって3年の任期が満了となりました。

そこで、1点目の質問です。

本市の12月1日付での委嘱された民生委員・児童委員の定数に対する地域別委嘱数、新人委員数、男女比率、年齢構成、平均年齢をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

地域福祉の担い手として住民個々の相談に応じ、住民のニーズに応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関等に連絡し、必要な対応を促すパイプ役を担っていただく民生委員・児童委員につきましては、民生委員法に基づき厚生労働大臣より委嘱を受けられており、地域福祉の増進のため重要な役割を果たしていただいております。

本市における民生委員・児童委員の定数につきましては、岐阜県民生委員定数条例に基づき75名と定められており、3年に一度の全国一斉改選に伴いまして、今年1日には74人が委嘱を受け、うち45人が新たに民生委員・児童委員に就任されております。

地域別委嘱数につきましては、根尾地域12人、本巣地域18人、糸貫地域22人、真正地域22人の委嘱数となっており、男女比率は、男性36人で48.6%、女性38人で51.4%の比率でございます。

また、年齢構成につきましては、50歳代が6人で8.1%、60歳代が35人で47.3%、70歳代が33人で44.6%の構成となっており、平均年齢につきましては68.1歳となっている状況でございます。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

本市においては、1名が欠員であること、今回6割の方が新任の方で女性の比率が男性よりも高いこと、また平均年齢が68.1歳ということで、地域で最も活動的に御尽力いただいている年代の方々であることが分かりました。

委員の方々は、定められた担当地域で日々訪問活動をされておられるわけですが、私は民生委員・児童委員の活動について理解してもらえる家庭もあれば、中にはそうでない家庭もあり、訪問先によって委員の方々の心理的負担というのは大きく変わってくるのではないかと思います。そうした意味においては、民生委員・児童委員の活動というものを市民の方々に幅広く周知する必要があると考えます。

そこで、2点目の質問をさせていただきます。

本市は、民生委員・児童委員の活動に関する周知はどのようにされておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、小椋部長の答弁を求めます。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

民生委員・児童委員の活動に関する周知につきましては、現在、市のホームページにおきまして民生委員・児童委員の職務などを掲載しており、また福祉敬愛課の窓口では、あなたのまちの身近な相談相手、民生委員・児童委員と題した活動内容や活動事例などが掲載された岐阜県発行のパン

フレットを設置させていただいております。

さらに、一斉改選の年度には、市の広報紙におきまして新しい任期として就任されました民生委員・児童委員及び主任児童委員の氏名と担当地域など、市民に紹介するページを掲載しているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

引き続き、民生委員・児童委員に対する理解向上のための広報活動を強化していただき、委員の方々が活動しやすい環境づくり、さらには地域住民の方々が相談しやすい環境づくりに努めていただきますようお願いをいたします。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

民生委員・児童委員の方々が参加必要な定例会・研修等の開催頻度についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

まず、民生委員・児童委員の定例会につきましては、各地域の民生委員・児童委員協議会の主催により月に1回開催しており、地域の生活や福祉に関する情報交換・福祉課題を共有し、高齢者や障がい者等の地域住民への支援方法などを協議していただいております。

次に、研修会につきましては、各地域の民生委員・児童委員協議会の代表が役員を務める本巢市民生委員・児童委員連合協議会の主催により年に1回開催しており、他の地域の民生委員・児童委員との意見交換や地域福祉などの勉強会を行っていただいております。

また、民生委員・児童委員と地域福祉協力員が一堂に集まっていただく合同研修会につきましては、市主催により年に1回開催しており、地域福祉に関する講義の後、地域の見守り活動などの情報交換・情報共有を図っていただいております。

さらに、岐阜県民生委員・児童委員協議会主催による委員研修会や中堅研修会、幹部研修会、会長研修会など、それぞれ年1回の研修会が開催されており、本市からも多くの委員が出席をし、他市町の委員との交流を深めている状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

恐らく御答弁いただいた以外にも、地域の行事や会合などにも出席、参加されていることを加味いたしますと、3年という任期も考えれば、委員の皆様への負担は相当重いのではないかと思慮いたします。

先ほども述べましたが、全国的には成り手不足による欠員地区が増えてきており、近年では負担軽減や職務のスリム化が叫ばれています。例えば石川県野々市市では、コロナ禍で対面活動が難しい中、タブレット端末を使えば自宅など離れた場所でも意思疎通ができ、仕事と委員の活動が両立しやすくなるとして、全ての民生委員・児童委員に市がタブレット端末を配付し、業務のオンライン化に取り組んでいます。

また、東京都や千葉県など大都市圏をはじめ、兵庫や広島、新潟県などではサポート体制の一つとして民生委員協力制度というものを導入しています。この制度は、高齢者の増加、民生委員・児童委員の高齢化、顔の見えない地域の実績など、年々負担が増える民生委員の活動をサポートする協力員を設けることにより、負担軽減はもとより後継者育成の手段の一つとしても注目されています。この協力員については、民生委員が選任をすることもあり、息の合った活動ができるなどメリットも多いとのことでした。

そこで、4点目の質問です。

タブレット端末や民生委員協力制度導入による負担軽減についての市の考えをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、答弁を小椋部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

民生委員・児童委員の担い手不足や活動環境の改善につきましては、全国的な課題となっており、様々な取組が行われている中、事務処理の効率化を図ることを目的に、民生委員・児童委員にタブレット端末を貸与した自治体がございます。

タブレット端末の活用により、会議開催などの通知文や資料などを配信することでペーパーレス化を図ることや、リモートによる会議が開催できるなど、ICT化によるメリットが期待されます。

しかしながら、本市民生委員・児童委員活動の一つに、年に5回、独り暮らしの高齢者宅に日用品等を持参して訪問するぬくもり訪問事業を市の社会福祉協議会から依頼を受けて実施しておりますが、対象者に配付する日用品等の受渡しを定例会開催時としており、直接会場に御参集いただく必要があることから、現状、全ての会議をリモート開催とすることができない状況となっております。

なお、タブレット端末の導入につきましては、一般的に事務の効率化につながるなど大変有効であると認識しておりますが、一方では守秘義務に関する個人情報漏えいなどのリスクも危惧されることから、現時点ではタブレット端末の導入は考えておりません。今後、民生委員・児童委員の

御意見を伺いながら必要に応じて検討してまいります。

次に、本市では民生委員協力制度といたしまして、平成24年4月から主に民生委員・児童委員が選出されていない自治会に、地域での日常的な声かけなどの見守り活動事業などを行っていただく地域福祉協力員を設置しております。

地域福祉協力員は、自治会から推薦を受け、こちらが今月1日付で市長が委嘱し、現在は本巣地域9人、真正地域7人、合計16人が就任されたところでございます。

なお、地域福祉協力員につきましても、同様に現時点ではタブレット端末の導入は考えてはおりません。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

今のところ、タブレット端末や民生委員協力制度の導入の必要はないとのことでございますが、私はタブレット端末の導入とオンライン化が進めば、仕事をしながら委員の活動もしやすくなり、現役で働いておられる方であっても民生委員・児童委員を受けていただきやすくなるのではないかと思います。

また、民生委員協力制度については、本市では地域福祉協力員制度で対応し、16名の福祉協力員の方々が見守り活動を行っているとのことでございますが、民生委員・児童委員の方々との連携・サポート体制の一層の強化を図っていただき、民生委員・児童委員の方々の負担軽減につなげていただければと思います。

民生委員・児童委員制度は、100年を超える長い期間にわたり培われてきた制度であり、これからも地域に必要な職務として、ウイズコロナ時代だからこそ、これまで以上に欠かすことのできない制度ではないかと思います。それゆえ、常に様々な観点から民生委員・児童委員の負担軽減を考え、時代時代に合った体制強化を図っていくべきと考えます。今後も、民生委員・児童委員の方々の声を聞きながら、改善できるものについては積極的に取り組み、引き続き地域福祉の増進に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問は、成年後見制度の周知と利用促進についてであります。

人生100年時代を迎え、住み慣れた地域で安心して老後を過ごせる環境づくりは、本市においても重要な課題の一つと考えます。高齢化の進展とともに認知症の方も増加しており、日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究では、2020年の65歳以上の高齢者の認知症有病率は16.7%、約602万人となっており、6人に1人程度が認知症有病者です。

このような状況下にあって、認知症等により判断能力が不十分な方が不利益を受けないために、家庭裁判所に申立てをし、その方を保護し支援する成年後見制度は必要不可欠な制度であると考え

ます。

本市においても、第3期本巢市地域福祉計画、またもとす広域連合第8期介護保険事業計画の中にも成年後見制度の周知、利用の支援を行っていくことが明記されています。市民の権利と利益の一層の擁護を図るためにも、市の責務として成年後見制度の周知や利用促進を行っていくべきと考え、今回質問をさせていただきます。

そこで、1点目の質問です。

本市において、後見人が必要と思われる方の人数、実際にこの制度を利用されている方の人数、また制度利用者のうち御本人が認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方で、親族による申立てができない場合には市長が家庭裁判所に申立てができるとされておりますが、その市長申立てによる利用者の人数をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理はもとより、介護保険や障がい福祉サービスに関する契約や遺産分割などの協議が必要であっても、本人自らが適正な判断を下すことが困難であり、自身に不利益な内容であっても契約、承諾させられるおそれがあることから、判断能力の十分でない人を保護・支援するための成年後見制度でございますが、まず本市におきまして本制度に該当すると思われる対象者といたしましては、現在独居で、主に認知症高齢者、療育手帳所持者、精神障害者手帳所持者が対象であると考えており、現在おおよそ高齢者154人、障がい者2人、合計156人を想定しております。

次に、実際に成年後見制度を利用し、岐阜家庭裁判所へ申立てされた市民は、平成12年の制度創設以来、令和4年1月末現在で24人であります。

最後に制度利用者のうち、本人や家族と共に申立てを行うことが困難な場合に利用することができる市長申立てによる利用者の人数につきましては、制度の創設以来6人が申立てを行い、現在は2人が利用している状況でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

全国では、2021年の成年後見制度の利用者数は23万9,933人で、認知症有病者に対する成年後見制度の利用者の割合は僅か3.8%にとどまっています。また、認知症有病者は直近5か年で20%増加したのに対して、成年後見制度の利用者数は直近5か年で14%の増加にとどまっており、本制度

はまだまだ普及していません。

そこで、2点目の質問です。

成年後見制度の周知について、本市の現在の取組についてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、制度周知についての現在の取組についてお答えをいたします。

周知の現在の取組につきましては、本市では令和3年4月1日に成年後見制度の中核機関といたしまして本巢市成年後見支援センターを立ち上げ、専門的な知識を持ち権利擁護を専門とする一般社団法人ぎふ権利擁護センターに委託し、財産管理や生活上の支援などの相談窓口として開設しており、以降、市の広報紙におきまして周知を図ってまいりました。

また、成年後見支援センターのパンフレットや、制度の詳しい説明を記載した成年後見制度のしおりを作成し、福祉敬愛課や市社会福祉協議会、市地域包括支援センターなどの窓口を設置しており、現在も成年後見制度の周知に努めております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

市としても、成年後見制度について周知啓発活動をされているということは分かりましたが、しかし本市での実際の利用者数はまだまだ少なく、本来支援が必要のある人が漏れてしまっているおそれがあるのではないかと私は危惧をいたします。

そこで、3点目の質問です。

成年後見制度利用について、本市の今後の方針と計画についてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

成年後見制度の利用の今後の方針と計画につきましては、本巢市成年後見支援センターの委託先である一般社団法人ぎふ権利擁護センターや、市内の権利擁護を担う市地域包括支援センターなどとの間で情報交換・情報共有を図るなど連携強化に努め、利用が必要な人の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

また、制度利用の必要な人が把握できた場合には、法律、福祉の専門職である弁護士、司法書士、

社会福祉士などが参加するアセスメント会議にて個々のケース検討などを行い、制度利用が必要と判断した場合には後見人等の受任者調整を行うことで、速やかに成年後見制度が利用できるよう努めてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

8月の新聞に、法務省が民法の改正に向け検討を始めたとの記事がございました。現在の成年後見制度の仕組みでは、利用を始めると原則途中で止めたり後見人を変えたりすることができないため、必要なときだけ使えるようにすることや、後見人を柔軟に交代できるようにする法改正というもので、2026年度までに民法など関連法案の国会提出を目指すとございました。今後の制度改正の内容等、動向に注意しながら利用促進のための取組をお願いいたします。

私は、認知症の高齢者や独り暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきたおり、その需要は今後さらに増大するものと考えます。また、今後は成年後見制度において、主に後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等の業務を行うことが多くなるのではないかと推測をいたします。

したがって、これからの成年後見制度については、弁護士など専門職の後見人がその役割を担うだけでなく、専門職の後見人以外の地域のことを知り尽くした一般市民が市民後見人として支援していく体制が必要であり、厚生労働省においても支援事業が実施されています。

確かに、一市民が成年後見活動を行うには、後見事務があまりにも複雑で重責であるという高いハードルはあると思います。しかし、高齢化の進展と権利擁護の高まりの中において、制度に関する一定の知識と技術を身につけた市民後見人を養成していく取組は、私は単独でも行っていくべきだと考えます。

そこで、4点目の質問です。

市民後見人の養成についての本市の考えをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、小椋部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

今後、全国的に認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度利用の需要が一層高まっていくと見込まれており、親族や専門職だけで後見人等を賄うことが困難になると予測されております。

本市といたしましては、地域共生社会の実現の観点からも、成年後見人等として必要な知識を得て、家庭裁判所が成年後見人として選任される市民後見人の養成につきまして、その必要性は認識

をしておりますが、一方では実務実習や質向上のための研修など、高い専門性が求められていることから、今後一般社団法人ぎふ権利擁護センターなどと協議を進めながら、市民後見人の養成につつまして検討してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

現状、市民後見人の養成は考えていないという答弁でございましたが、私は近い将来、成年後見を必要とする人が増え、弁護士など専門職後見人だけでは対応し切れなくなる時代がいずれ来るだろうと推測をしております。

制度に関する一定の知識を身につけた倫理観の高い市民後見人の養成の取組に、早期に着手していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、暫時休憩をいたします。10時から再開をいたします。

午前9時47分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

続いて、6番 高橋勇樹君の発言を許します。

高橋君。

○6番（高橋勇樹君）

議席番号6番 高橋勇樹、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従い、3項目10点の質問をいたします。

1項目め、市支給の小学生の自転車ヘルメットについて2点質問します。

質問に当たり、私が議員になり初めて一般質問したときの1項目でもあります自転車保険加入を義務化する条例の制定についてという内容を、ちょうど5年前の12月議会で一般質問をさせていただきました。その際には、自転車の危険性に触れさせていただき、被害者と加害者を守るための提言をさせていただきました。

ようやく岐阜県でも、本年10月1日から岐阜県自転車条例のうち自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。さらに、自転車を利用する方はヘルメットの着用、自転車の定期的な点検整備、タイヤへの反射器材の装着など、交通事故防止対策の実施などを努力義務とされました。

今回の条例制定の背景には、5年前にも私が事例で出させていただきました自転車事故があり、被害者も加害者も大きな損害を被ることを防ぐとともに、県民の命を守る狙いがあります。本市で

も、啓発活動や子どもたちへの教育をお願いしたいと思います。

それでは本題ですが、今回の質問は本市が公立小・中学校に通う生徒にプレゼントされているヘルメットの安全性について聞いていきたいと思います。

本市では、子どもたちが自転車で通学したり、自転車で出かける際に安全のために装着するヘルメットですが、自転車用ではないということをお知らせしました。長年、本巢市近郊の市町では、今日ちょっと御準備させていただきましたが、このような、今黄色いヘルメットになっていますけれども、私が小学生のころは白でした。今こういう黄色いヘルメットを小学生にはプレゼントされていますが、これはヘルメットの名称がシェルメットというような名前前でして、上から見ると貝殻のような形をしていることからシェル、貝殻、そういった名前からシェルメットというヘルメットが今、市からは支給されています。

実はこのシェルメットは自転車用のヘルメットではなく、もともと40年以上も前に軽作業用の安全帽として開発されたそうです。そして、以前、このシェルメットもやっぱり工業用の軽作業のヘルメットということで、製品の安全性を満たすSGマークやJISマークの取得を目指して転倒時の衝撃を吸収する発泡スチロールなどをつけることを検討されたそうですが、基準が満たされず断念されたそうです。

ですので、この現在プレゼントされている、プレゼントはすごくありがたいことなんですけれども、SGマークやJISマークがついてない、安全性基準が満たされていないヘルメットということが言えます。このことから、自転車運転時には少し不向きなんじゃないかなというふうに考えています。

また、今回、中学生用のヘルメットもちょっとお借りして持ってきました。中学生用のほうも、こちらが中学校1年生のときに皆さんに配られるというか、プレゼントされるものだと思えますけれども、これにもどこを見ても一応SGマークやJISマークなど安全性基準のマークが印字されておられません。中を見ると、衝撃を吸収するようなものがやはりなくて、発泡スチロールですとかそういったものが備わっていません。このことから、こちらの中学生用のヘルメットも少し不向きなんじゃないかなというふうに考えます。

今回、中学生の制服や自転車用のヘルメットを取り扱う店舗さんから、小・中学生用の基準が満たされているヘルメットもちょっとお借りしてきましたので、事例で上げさせていただきたいと思います。

一応こういう形になっていまして、穴が開いていてちょっとスポーティーだったりとか、通気性が確保されていて、非常に軽い、軽減されているヘルメットがございます。ちょっと少し小さくて見にくいんですけども、こちら一応「自転車用ヘルメット」という印字もありまして、中を見ると、ちょっと見にくいので絶対見えないんですけど、SGマークもしっかり記載されたものです。そして、白・白なんで分かりにくいんですけども、中は空洞ではなくてやはり発泡スチロールで補強されており、衝撃を吸収するものになっております。

これは中学生用で、小学生用もあるんですけども、色も様々で、現在この本市だけではなくて、

多くの市町村が先ほどのヘルメットだったりとか、安全基準に満たないヘルメットを使用しているということで、先進事例というわけではないんですけれども、羽島市ではもう既に4年前からこれを変えております。

そういったことから、今回の質問をさせていただくんですけれども、本市も児童に支給するヘルメット、安全基準に満たしたものをプレゼントされるのはどうかなということで、市が児童へ支給するヘルメットの変更の考えはあるのでしょうか。総務部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、市が児童へ支給するヘルメットの変更の考えにつきまして、お答えをさせていただきます。

本年4月に公布された道路交通法の一部改正により、全ての自転車運転者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされ、1年以内に施行されることになりました。これに先立ち、岐阜県では岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行され、10月より既に全ての自転車運転者に対して乗車用ヘルメットの着用を、また高校生以下の年齢の児童・生徒等の保護者に対して、当該児童・生徒等に乗車用ヘルメットを着用させることを努力義務として課しております。

本市におきましては、毎年、市内各小・中学校の新1年生を対象にヘルメットを支給しております。これは安全対策の一環として合併前の旧4町村において支給していたものを、市制後も引き続き実施しているものでございます。

議員が申されました自転車乗車用ヘルメットの安全認証につきましては、一般社団法人製品安全協会が一般消費生活用品の安全基準を認証する制度で、基準に適合した製品に対してSGマークを表示するというものでございまして、消費者保護の観点からSGマーク付きの製品の欠陥による人身事故が発生し、当該欠陥と人身事故との間に因果関係があると認められる場合には、同協会が被害者1人につき最高1億円の損害賠償を行うというものでございます。

現在、市から支給しておりますヘルメットにはSGマークの表示はございませんので、製品に欠陥があったとしてもこの補償を受けるものはできないということになりますが、SGマークの表示がない製品でも事故等の際に被害を軽減できないというものではございません。

しかしながら、昨今の道路交通事情等は大きく変化しておりまして、万が一のときのためにより安全なものを使用することが重要でありますことから、今後、新小学1年生及び新中学1年生に支給するヘルメットにつきましては、安全基準に適合した自転車乗車用ヘルメットに変更して支給するよう進めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

SGマークがついているヘルメットだったりとか、安全基準が満たしたヘルメットに今後替えていただけるということで非常にうれしく思います。よろしくをお願いします。

さて、SGマーク等がついたヘルメットの金額は、シェルメットに比べると約2倍ぐらいします。これは予算的にも少し上がってしまうというところでございますが、子どもたちの命には代えられないものだと私は思っております。多少高額でもお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に入ります。

ただいま、来年度から変えていただけるという御答弁でございましたが、既に支給されたヘルメットはシェルメットだったりとか、先ほどの安全基準に満たないヘルメットでございます。それに対しての、既に支給したヘルメットの交換の考えはありますでしょうか。総務部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

それでは、既に支給したヘルメットの交換につきましてお答えをさせていただきます。

ヘルメットの着用は、より安全なものを使用することが望ましいのですが、これまでに支給したヘルメットを全て交換することは予定しておりませんが、現在、県が児童・生徒等を対象といたしましたヘルメット購入に係る補助金制度の導入を検討しておりますので、この制度を活用することにつきまして、今後市といたしましても検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

県の補助事業を待つというような御答弁でございまして、それらを活用するという一方で、少しでも予算というか費用を軽減できればなというような形に受け取りましたけれども、やっぱりいつ事故が起きるか分からないという状況で、子どもたちの命を守るためにも早期に、最速で交換をお願いしたいと要望させていただきまして、2項目めの質問に入らせていただきます。

2項目め、ふるさと納税事業について4点お聞きします。

年々、本巢市へのふるさと納税は上昇傾向です。去年は7億円を超えました。経費等を差し引くと7億円全てが本巢市に入るわけではありませんが、本巢市にとって大きな収入になっていることは間違いがありません。

これまでも、一般質問でふるさと納税について質問させていただいたり、部長さんや課長さんからの報告から、職員さんの努力によりサイトの拡充や返礼品事業者さんのもとに足を運び、丁寧な

対応をされてきたかがあり、年々寄附額が増加していることが分かりました。

本年度はどうでしょうか。まず、本年度のふるさと納税額の予想額を企画部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本年度のふるさと納税につきましては、11月末現在ではございますが、寄附件数が2万3,537件で、11月末現在までの最新の情報を得ましたので御報告させていただきますが、寄附金額が3億9,742万5,000円となっており、これは過去最高の寄附金額となった令和3年度、昨年でございますが、同時期における寄附件数2万981件、寄附金額3億9,143万5,000円と比較して、件数・金額ともに僅かではございますが上回っておりますが、ほぼ昨年と同様の状況になっているところでございます。

本市のふるさと納税は、平成30年度からこれまでに毎年大きく実績を伸ばしておりましたが、今年は伸びがやや低調であり、これから年末にかけて年間で最も多額の寄附が見込まれる時期を迎えますが、今年度これまでの寄附状況などを考慮いたしますと、昨年度の約7億6,000万円ほどの受領の寄附金額とほぼ同額を見込んでいるところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

ほぼ横ばいになってきているということで、昨年からの伸び代というか伸び率を考えるとちょっと低調ぎみという御答弁でした。

それでは、2点目の出品者数の増減の傾向はいかがでしょうか。企画部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市の返礼品の協力事業者につきましては、11月末現在で53事業者でございます。前年度末の時点で45事業者より8事業者増加して、毎年確実に増加をしているところでございます。

今年度から増加となった8事業者から提供される返礼品は、主に冷凍串カツ、鮎の甘露煮、掛け軸・絵画、各種日用洗剤、富有柿、米、トウガラシみそ、牛肉となり、食品が多い傾向にございます。

返礼品協力事業者の募集につきましては、市のホームページを活用して募集を行っているところであり、既存の事業者には定期的に訪問し、意見交換を行うことで新たな返礼品の拡充に努めるとともに、企画財政課においてSNSで市内業者の情報を基に、ふるさと納税に係る指定制度に適合すると思われる事業者には直接訪問するなど、新たな協力事業者の開拓に努めているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

事業者数は増加していますが、納税額はほぼ横ばいということは、これは推測になりますけれども、同じ品目の事業者が増えたとしても、同一の同じ品目のほうに、横に流れていくような、分散されていくような形に思います。

今後、事業者を増やすことは必須ですが、同品目に加え、新たな商品の開発に力を入れるべきではないかと考えます。しかし、その開発や事業者さんへのサポートには、ふるさと納税係の人の努力と数が必要です。

そこで3点目ですが、ふだんの業務に加え、これからももっとふるさと納税を伸ばすためには、ふるさと納税係の人員は増えていくべきなのかなと、増やすべきなのかなというふうに思いますが、現在の人員は適正か、企画部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市のふるさと納税事務は、企画財政課、企画政策係で所掌し、平時は担当者1名と会計年度任用職員の1名で事務を行っており、年末から翌年1月下旬までの事務の繁忙期にかけては、部内の横断的な協力体制によりワンストップ特例の申請書の受付処理を行っております。

本市では、これまで毎年返礼品の拡充と返礼品を掲載するふるさと納税ポータルサイトの拡充等に努めた結果、寄附金額は平成30年度から順調に実績を伸ばしており、当然、寄附件数につきましても伸びているところでございます。

そうしたことから、寄附金受領証明書の発送やワンストップ特例の申請書の受付処理、また拡充した返礼品やふるさと納税ポータルサイトの管理など、職員の負担は相当なものとなってまいりましたことから、職員の負担軽減と事務の効率化を図ることを目的に、令和3年度でございまして、寄附金の受入れに関する業務と証明書の発送に関する業務について業務委託を行ったところでございます。

これらの業務内容といたしましては、まずは寄附金の受入れに関する業務につきましましては、寄附

受付業務、返礼品の発注・配送に関する業務、寄附に関する問合せの対応、ふるさと納税ポータルサイトの更新業務、返礼品開発PR業務であります。また、証明書の発送に係る業務につきましては、寄附金の受領証明書等の証明書発行・発送業務を業務委託にて行うことで、職員の相応の負担軽減は図られてまいりました。

いずれにいたしましても、ふるさと納税に係る業務の人員配置につきましては、寄附申込みが集中する年末から年始にかけてのワンストップ特例の申請の処理を行う業務が繁忙期となりますことから、この期間が一定期間、一定期間というかこの期間に限られていることから、現在配置された人員及び部内の協力体制の中において対応しているところでございます。

[6番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今現状、部内で協力体制の下、繁忙期を乗り越えているというような答弁でございました。

それでは、4点目の質問に入らせていただきますが、先ほどの答弁からも現状維持で行っていくというふうを受け取りますが、さらに納税額を増やすために、そして本巣市を広く全国の方に知っていただくためには、人員は足りないような気がします。その道のプロを投入することが必要ではないでしょうか。

多くの市町村では、民間企業の人材を期間限定ではありますが採用し、改革が進められています。ふるさと納税という本巣市にとって重要な事業に、外部のプロの力が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4点目の民間人材の活用の見解を企画部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中にもさせていただいた部分もありますが、本市のふるさと納税事務は令和3年度に大幅な業務委託を行い、職員の負担軽減を図ってまいりました。事務の繁忙期には、係員及び部内の全員が協力して対応するなど、現状の配置の中で対応すべく努めているところでございます。

議員御質問の民間人材の活用につきましては、既に大幅な業務委託などの費用を計上しており、平成31年総務省告示第179号第2条第2号において、ふるさと納税の募集に関する費用は当該年度の寄附金額の5割以下とすることと規定されていることから、現在の状況に加えて新たな民間人材などの活用に対する費用を追加する余地がないのが現状でございます。

仮に民間人材を活用した場合、これに要する費用は募集に要する費用に計上されますことから、

寄附額の5割以下の規定を超える状況になりますと、今までの業務委託を縮小または見直しの必要が出てくると考えております。

さらには、寄附額が拡大いたしましても、その寄附額に係る費用、返礼品とか納税サイトの手数料などでございますが、増加しますことから、民間人材の活用につきましては当面検討をしないところであります。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

ただいまの答弁から、民間人材の活用に対する費用を追加する余地というか、お金の面ですけれども、余地がないというのが現状だというような御答弁でございました。

ただ、現在、総務省が出している地域活性化企業人（企業人材派遣制度）というものがあります。これは、三大都市圏に所在する企業等の社員を対象に、その社員を三大都市圏外の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率の高い市町村、全国1,432市町村に派遣できる制度があります。活動内容の事例としましては、観光振興のためや、DXを進めるためや、地域産品の開発などが上げられています。

この派遣制度には国からの特別交付税措置もあり、先ほど答弁いただいた民間人材の活用にお金をかけられないというような課題点もクリアできるのではないのでしょうか。この地域活性化企業人（企業人材派遣制度）の検討をぜひ進めていただければと思います。

それでは、最後の質問項目に入らせていただきたいと思います。

3点目の項目としましては、消費税のインボイス制度の対応について4点質問いたします。

来年10月から、消費税のインボイス制度が実施されます。消費税率10%へ引上げと、軽減率8%の導入に伴って実施が決まった制度で、昨年10月からインボイス発行事業者の登録も始まりました。

現在、このインボイス制度を巡っては大きく問題となるであろうことが、消費税を納税している課税事業者と免税事業者の取引における課税事業者の消費税計算の仕組みです。

消費税は、もともと事業活動の中で販売時に受け取った消費税から仕入れ時に支払った消費税を差し引いた上で納税しています。これを仕入税額控除と言いますが、インボイス制度が始まれば仕入税額控除をするためには仕入先の事業者からある種の証明書を発行してもらう必要があります。この証明書が、事業者登録番号を記載した消費税の適格請求書です。

このインボイス制度では、事業者登録番号は自ら申告しない限り事業者には付与されません。この点が大きな問題として取り上げられています。免税事業者が今後も免税事業者という形を選択する場合には、事業者登録番号は取得できません。そのため、例えばある課税事業者が免税事業者から8万円で仕入れをしてそれを10万円で販売した場合、この課税事業者の消費税納税額は販売時消費税1万円引く仕入時消費税ゼロ円というふうになり、1万円となります。仕入時の消費税がゼロ

になるのは、免税事業者が適格請求書を発行できないからです。課税事業者からの仕入れのケースは、納税額は2,000円となります。

さて、来年10月からインボイス制度が実施され、全ての事業者がこの制度に登録するかどうか決断を迫られております。本市としても対応が迫られているかと思えます。

受注者・受託者の対応によっては、来年度予算に与える影響は少なからず発生すると考え、施策の考え方を確認する必要があると考え、質問に入らせていただきたいと思います。

本市において、消費税を納税している消費税の課税業者となっているのは、国民健康保険事業と、あと上下水道事業だと思います。今回は、影響が大きいと考えます上下水道について質問します。

課税事業者としての対応について、上下水道部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

インボイス制度における課税事業者としての対応についてお答えします。

上下水道部では、水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の3事業を運営しており、それぞれ消費税の課税事業者であります。

インボイス制度導入後において、インボイス制度に対応しない場合、これらの事業から課税仕入れを行う事業者は当該仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することから、国からも適切な対応をするよう通知されております。そのため、令和3年12月7日に税務署へ登録を申請し、令和4年1月4日にそれぞれの事業会計ごとで適格請求書発行事業者として登録を受けております。

また、料金や使用料の検針票につきましては、検針機器の更新に合わせて本年12月、今月でございますが、インボイス制度に対応した用紙を発行できるように変更済みであり、料金システムや納入通知書につきましては、令和5年10月のインボイス制度の開始までに改修できるよう準備を進めているところでございます。

[6番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

既にインボイスのほうの登録事業者としてやっておられるということなので、今後請求書の発行ですとか保存、それに適正に対応をよろしく願いいたします。

ちなみに、一般会計についてですが、地方公共団体におけるインボイス対応Q&Aの中のQの9では、一般会計において事業者との課税取引が少ないのですが、インボイス対応は必要ですかという質問事例があります。それに対する答えが、原則として全ての一般会計で庁舎等のテナント料、

施設使用料、広報紙等の広告掲載料、不用物品の売却等の買手である事業者にとっての課税仕入れに当たる消費税課税取引があるものと考えますので、買手に不利益を及ぼさないようインボイス対応は必要と考えます。また、一般会計は売上げと仕入れの消費税額を同額とみなすという規定、消費税法第60条第6項により、消費税の申告義務が免除されており、インボイス対応後も引き続き消費税の申告義務が免除されるため、この意味でもインボイス対応を行うことが適切ですとあります。

既に、本巢市は対応済みかと思いますが、また全ての特別会計が対応を迫られています。その中のクエスチョンの14では、担当会計では非課税取引が大部分を占めているのですが、インボイス対応は不要となりますかという質問事例があります。それに対して、非課税取引が大部分を占める場合においても、当該会計がインボイス制度に対応しない場合、同会計から課税仕入れを行う事業者は当該仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することとなります。したがって、このような負担の発生を防ぐ観点から、インボイスに対することが適切でありますとあります。確認をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

工事の受注者の対応によっては、市の消費税の納税額に影響が出てくると考えます。発注先の事業者がインボイス制度に登録しなかったら、発注先に支払った工事に関わる消費税が仕入税額控除できません。その分、上下水道会計が国に納める消費税が増えます。影響が出てくるのではないのでしょうか。

さらに、事業者がインボイス制度に登録するだけでは要件は達成できません。適格請求書を発行する義務を負っています。請負契約の受注者となる事業者は対応できているのでしょうか。請負契約受注者の対応によっては納税額が増加すると考えますが、影響はありますでしょうか。上下水道部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口君。

○上下水道部長（谷口博文君）

請負受注者の対応による納税額の影響についてお答えします。

インボイス制度実施後においては、年間課税売上高が1,000万円以下である免税事業者等の適格請求書発行事業者以外の者との取引として行った課税仕入れにつきましては、原則として仕入税額控除を受けることができなくなります。

そのため、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の3事業につきましては、消費税の負担が増えることが想定されます。

このような取引への影響に配慮して、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

経過措置もされていますけれども、市が払う税金は、市というか上下水道が払う税金は増加するということから、非常にこれは大きな問題じゃないかなというふうに私は考えます。

続いて、3点目に移らせていただきます。

上下水道の会計において、業務委託契約で検針事業が行われています。本巢市において、業務契約に関わる消費税はどうなっているのでしょうか。この業務委託契約に関わる支払いが消費税の課税仕入れとして計算され、仕入税額控除されていると考えます。委託先のほぼ全ては自分が事業者であるという認識、委託契約に消費税が発生しているという認識はあるのでしょうか。

業務委託契約に関わるインボイス関係の対応が必要と考えます。業務委託契約に関わる対応はどうでしょうか。上下水道部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口君。

○上下水道部長（谷口博文君）

業務委託契約に係る対応についてお答えします。

業務委託契約については、令和4年度の当初予算ベースで、委託料として水道事業で約1億3,700万円、下水道事業で約9,600万円、農業集落排水事業で約2億300万円ほどを計上しており、ほとんどが課税取引であります。

インボイス制度実施後においては、契約の相手方が適格請求書発行事業者以外の者であった場合、課税取引となる委託料のほとんどについて仕入税額控除を行うことができなくなります。しかし、相手方が適格請求書発行事業者以外の者の場合に取引を停止したり、事業者として登録するように要請することは問題となるおそれがあります。

上下水道事業の業務委託は、処理場維持管理委託や工事設計委託、各種システム保守委託、漏水調査業務委託、メーター検針委託など多種多様な業務委託が存在し、受注業者が適格請求書発行事業者であるかどうかによって消費税の納税額に影響を与えますので、契約時において適格請求書発行事業者であるかの確認等、対応を検討していきたいと考えております。

また、上下水道部においてインボイス制度で影響を受けやすいものは、個人に依頼している役務関係の業務委託で、メーター検針や配水ブロックごとに毎日行っている水質検査が該当すると考えられます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

ここでちょっと再質問をお願いしたいんですけども、事前に業務請負先がインボイス制度に登録しているかどうかというのは確認はできないものなののでしょうか。先ほど、確認されるというようになこともちょっとちらっとありましたけれども、もう一度よろしいですか。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口君。

○上下水道部長（谷口博文君）

インボイス登録申請は、原則令和5年3月31日までであり、困難な事情がある場合は令和5年9月30日までとなっております。

登録事業者につきましては、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトにおいて毎月末単位で公表されておりますので、業務請負先が登録されているかどうか確認することは可能であります。

しかしながら、仮に業務請負先が適格請求書発行事業者として登録されていない場合、独占禁止法上問題となるおそれがあることから、取引を停止したり、事業者として登録するように要請することはできないと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

本市としては、注文した側がインボイスに登録しているか否かというところでも選べないというのはしょうがないところではあるんですけども、インボイスに登録していない業者さんにお仕事をお願いした場合、やはりその消費税を負担するのはこの本市ということで、来年度の予算におきまして大きく変わってくるというか、影響を及ぼすところだと私は考えます。そういった部分でも、このインボイス制度の導入につきましては、非常に注視すべき問題、課題だと私は考えます。

それでは、最後の質問となります。

ただいま、検針等の業務が多くあったりとか、そういったものがありますけれども、水道のほかにもガス・電気がありまして、自動化が進んでおります。多くの検針業務を必要とする企業が自動化を選択しており、人の手を使わない方向に行っています。この背景には、人員確保の課題や、人件費から来ていると考えられ、現在、ロシアとウクライナとの問題だったりとか、アメリカの景気の問題等で材料の異常な高騰が影響しています。

しかし、人件費はなかなか上げることができないのが現状です。人の手作業に頼るままが財政に与える影響は少ないでしょうが、労働人口の減少により人員不足が迫られている、労働環境が厳しい検針員はなかなか人が集まらないように感じます。

また、人の手を信用していないわけではありませんが、必ずと言っていいほどヒューマンエラー

は起きます。これらを解決するためにも、定期的な自動検針データの取得が必要ではないでしょうか。自動検針により、人員不足の解消だけでなく、特にこの冬の時期、雪が降る地域におきましては検針をしようと伺っても雪がかなり積もっていて検針ができないというようなお話もお聞きしました。

そういったことも含めて、本当に自動検針におきましては漏水の異常を早期に発見することができたりとか、高齢者の見守りや節水意識の向上などにもつながります。検針業務の効率化が必要だと考えますが、この見解を上下水道部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口君。

○上下水道部長（谷口博文君）

検針業務の効率化についてお答えします。

本市の水道メーター検針業務につきましては、個人の方と委託業務契約を締結して実施しております。現在、契約している検針員は23名で、市内約1万1,000件について2か月に1回メーター検針を行っており、費用としては令和4年度予算額で約570万円でございます。

議員御質問の検針業務の効率化の方法としましては、民間事業者への外部委託による検針業務や、スマートメーターの導入による電力会社やガス会社との共同検針などが考えられますが、いずれの場合も現状より多大な経費が想定され、費用対効果の観点から導入については現在のところ非常に困難であるのではないかと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

当然かと思えます。導入においては多大な費用がかかるということ、ただ今後、自動検針化により検針員の人手不足だったりとか、運用面での作業数の削減だったりとか、使用状況の可視化や省エネなどの付加価値をサービスできるということが自動検針というものでありまして、これも本来は進めていかなければならないものではないかなというふうに私は考えます。

今後、例えば10年後、20年後、この検針員さんをやるという人が何人いるのでしょうか。そういった人たちのことを考えると、改革が必要だと私は考えます。

ちなみに、AIスマートメーターというものがありまして、そういったスマートメーターは電池交換なしで8年から10年間使用可能です。メーターを切り替えることなく、いいシステムでもあるようなので、水道などのメーターに安価に後づけできて、数値を読み取る用のアタッチメントを使って遠隔検針可能なシステムで、追加学習などにもより長期高性能で信頼性があり、伝送頻度の制御により電池交換なしで8年から10年の使用が可能というものがございます。

これは、携帯電話等のネットワークを用いて実現するもので、ネットを一々引くことが削除され

ておりまして、ネットワークのインフラの構築は必要ありません。このようなものもありまして、問題となります財源、どこからそのお金を取ってくるんだということですが、前回の一般質問でもちょっと触れたんですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用はいかがでしょうか。そういったものを活用し、デジタルトランスフォーメーションをぜひ進めていただければ、その検針員さん等の問題も解決するのではないかなというふうに思います。ぜひ、御検討をよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、短時間ですけど暫時休憩いたします。55分から再開いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号6番の高橋勇樹君が早退されましたので、御報告いたします。所用により早退されましたので御報告いたします。

現在の出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

続いて、7番 今枝和子君の発言を許します。

○7番（今枝和子君）

通告に従いまして、大きく4項目質問をさせていただきます。

まず初めに、SDGsの目標3、全ての人に健康と福祉をについて、細かく3点質問をさせていただきます。

1つ目、中学生のピロリ菌検査についてです。

令和元年6月議会でも質問をしておりますが、中学生にピロリ菌検査の機会をぜひつくっていただきたく、再度取り上げさせていただきました。

ピロリ菌とは、胃粘膜にすみ着き、慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどを引き起こす原因と関係があるとされている細菌です。そして、感染するのは幼少期であると考えられています。その後、大人になると免疫力が高まるため、幼少期以降の感染はありません。また、除菌をしない限り一生感染は続き、感染状態が長く続くことによって、胃潰瘍や胃がんのリスクが高まります。

一方、ピロリ菌の除菌時期は、若ければ若いほど胃がん予防効果は高く、未分化型のスキルス胃がんでは、中学生の年代で除菌をすればほぼ100%予防できるとまで言われております。つまり、中学生のうちに除菌をしておくことで、子どもたちをスキルス胃がんから守ることができるのです。さらには、除菌をすることで、慢性胃炎や潰瘍といった疾患の予防効果も高くなるため、子どもたちが社会に出てからこれらの病気にかかることも少なくなると期待できます。また、罹患率が下が

るということは、将来的には医療費の抑制に結びつく効果も見込まれます。

そうしたことから、全国の幾つかの自治体では、中学生に対する尿検査などによるピロリ菌検査が実施をされております。本市におきましても、子どもたちのためにぜひとも中学生のピロリ菌検査の導入をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。その見解をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山君。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、市内中学生へのピロリ菌検査導入の見解についてお答えさせていただきます。

現在、学校では、学校保健安全法に基づいて、就学時の健康診断と毎学年定期に行う児童・生徒等の健康診断が位置づけられています。定期に行う健康診断の項目といたしましては、身長、体重をはじめ、眼科、耳鼻科、歯科など11項目を行っていることに加え、本巣市では、さらに小学校4年生、中学校1年生を対象に採血を行い、生活習慣病検査も行っております。食生活の変化や運動不足など様々な変化により、肥満、高コレステロールの子どもたちが増えており、この検査により早期に生活習慣病予備軍を見つけ、正しい食習慣や生活習慣を身につける指導も行っています。

こうした生活習慣病のように、日本人の2人に1人が一生のうちに何らかのがんになると言われるほど、今やがんは誰でもなり得る身近な病気だと言えます。特に胃がんについては、がん患者数の中で3番目に多く、ピロリ菌感染がある場合には、個人の体質や食事などの環境要因と重なって胃がんに関与するものとも考えられています。その意味でも、確実な効果の望めるピロリ菌の除菌による胃がんの予防は、大きな意味を持っていると考えます。特に、中学生や高校生においてピロリ菌を除菌することにより、胃がんのリスク低下につながると言われています。

そのため、生活習慣病検査と同様に、本市独自の検査項目として中学生を対象にピロリ菌の学校検診を実施し、陽性が判明した場合は早期に除菌治療につなげていくことも、将来的な健康を維持していく上では大切なことであると考えておりますので、来年度以降のピロリ菌検査の実施に向けて検討していきたいと考えております。

さらに、文部科学省は、健康教育の一環として、がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診などについて関心を持ち、正しい知識を身につけ、適切に対処できる実践力を育成するがん教育の在り方を示しています。それを受け、真正中学校では、岐阜大学医学部附属病院の医師を招き、がんについて知るをテーマに授業実践を行っています。

今年度、「もとす いのちの教育」として、生きる喜びを実感する、命の尊さを感じ合う教育を推進しています。この「いのちの教育」の一環として、ピロリ菌の学校検診を行う際には、胃がんの要因や仕組みについて学習し、その予防法の一つとして、中学生以上の年齢になればピロリ菌検査、除菌が可能になり、胃がんを防ぐことができることなど、基礎的な知識を子どもたちに伝えるがん教育を行うことにより、自らの健康を適切に管理していこうという意識を子どもたちに身につけていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子君。

○7 番（今枝和子君）

ありがとうございました。

前向きな御答弁、本当にありがとうございます。検査だけではなく、胃がん教育、がん教育とも結びつけていただきまして、親御さんにも中学生自身にも、がんというものに対する警戒心、またその後の自分たちの生活習慣、考えていく機会になると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、带状疱疹ワクチン接種についてお尋ねをいたします。

これもちょうど1年前に質問をいたしました。そのときの御答弁では、厚生労働省の意見を注視しつつ、近隣市町などの費用助成等に関する考え方等につきまして、調査・研究するとのことでした。1年たちましたので、再度お伺いをいたします。

皆様御存じのとおり、带状疱疹は、子どもの頃に感染した水ぼうそうと同じウイルスが体の中で再活性化することで発症する皮膚の病気です。日本人成人の9割以上が带状疱疹の原因となるウイルスを持っているのですが、加齢や疲労などで免疫力が低下すると発症しやすくなるため、誰にでも発症する可能性があります。そして、発症率は50歳以上から増加し、80歳までには3人に1人が発症するとも言われております。また、新型コロナウイルスに罹患した50歳以上の人は発症リスクが高まるというアメリカからの報告もございます。実際に、市内の医療機関におきましても、昨年、今年と患者数は増加傾向にあるとお話も伺っております。

また、带状疱疹による神経の損傷によってその後も痛みが続く带状疱疹神経痛と呼ばれる合併症に加え、場合によっては角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障がいが残ることもあると言われており、誰もが予防に努めたいところです。

最近ではテレビ等でもよく流れておりますが、带状疱疹を予防するにはワクチン接種が極めて有効です。ですが、ワクチン価格がシングリックスというものでは1回当たり2万2,000円のを2回接種となります。費用がかなり高額であるため、接種をためらう人も多いようです。そのため、助成金を支給する自治体が増えてきているところではございますが、近隣市町の調査・研究の結果はどうだったのでしょうか。本巢市におきましても、予防効果の高いワクチン接種の助成を再度お願いしたいと思いますが、その見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうの原因となるウイルスと同じ水痘・带状疱疹ウイルスにより起こること

から、初めて感染したときは水ぼうそうとして発症し、治った後は神経に残り、ふだんは免疫によって抑えられておりますが、加齢や疲れ、ストレスなどの理由で免疫力が低下すると発症するとされており、80歳までに約3人に1人がかかると推定されております。

体の片側の皮膚に痛みや発疹などが起こる帯状疱疹は、治療が遅くなったり治療されないまま放置されると、頭痛や高熱、強い痛みのほか、帯状疱疹後神経痛という合併症を引き起こすと慢性的に痛みが続き、療養が必要となります。また、一度帯状疱疹になった人でも、体の免疫力が低下すると再び発症する可能性があることから、免疫の強化を図る目的でワクチンの予防接種が推奨されており、現在、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンがあり、完全に防ぐものではありませんが、帯状疱疹ワクチンの接種により、個人の帯状疱疹の発症率を低減させ、重症化を予防する効果が期待されており、発症率が上がる50歳以上の人が接種の対象となっております。

この予防接種における県内自治体の状況でございますが、現在、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、予防接種法に基づき公費で接種する定期接種とするか否かの議論が行われていること、人から人に感染して感染症が拡大する病気ではないことから、予防接種費用の一部助成を見合わせている自治体がほとんどで、今年6月に県が実施した調査によりますと、任意接種である帯状疱疹ワクチンへの接種費用の一部助成を行っている自治体は神戸町と輪之内町の2町、今年度中に開始する自治体は飛騨市と海津市の2市のみとなっております。

しかしながら、65歳以上の高齢化率が3割を超える本市におきましては、加齢が原因となる帯状疱疹を予防することは、高齢者の生活の質の向上につながると考えられることから、今後も国や県、県内自治体の動向など情報収集を継続し、来年度以降の帯状疱疹ワクチンの接種助成につきまして、早期に実現ができるよう検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

早期に実現ができるように検討ということでしたので、多数の方が喜びを感じられると思います。そして、一人でも多くの方が接種によって予防に努められて、帯状疱疹を回避できることを強く望みます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、節目健診についてお尋ねをいたします。

現在、本市におきましては、4つの健康診断がございます。青年健診、節目健診、特定健診、すこやか健診の4つです。このうち、特定健診は国保に加入されている方のみが対象ですので、全市民が対象となるのは青年健診、節目健診、すこやか健診の3つとなります。この青年健診の対象年齢は19歳から39歳まで、節目健診は二十歳から5歳刻みで65歳まで、すこやか健診は県の事業となりますが75歳以上の方が対象となります。

ここで、青年健診19歳から39歳と、節目健診二十歳から65歳、この間で重複をしている年代があ

ります。二十歳と25歳、30歳、35歳の方が重複をしております。そこで、節目健診の受診率をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

平成16年の町村合併当初から実施しております節目健康診査は、二十歳から65歳までのうち5歳刻みの年齢にある人を対象としており、身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図・眼底検査・内科診察のほか、腹部超音波・歯科健診・歯科保健指導・肝炎ウイルス健診・75グラム糖負荷検査、また、女性限定とはなりますが、骨粗鬆症検診の13種類の検査を年間18日間、市内3つの保健センターで集団健診により実施しているところでございます。

議員御質問の受診率でございますが、平成29年度は20.7%、平成30年度は19.7%、令和元年度は21.0%となっており、コロナ禍である令和2年度は、対象者と日程を縮小したことから11.8%の受診率でありましたが、令和3年度は、前年度縮小のため受診できなかった年齢も健診対象といたしましたので、受診率は17.7%に伸びております。しかしながら、度重なる新型コロナウイルス感染症の拡大により、受診予定者が健診当日に感染者や濃厚接触者となったこともあり、今年度も事業実施途中ではございますが、現在約15.0%程度となっている状況でございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございます。

かなり受診率が伸び悩んでいるなという実感を受けます。

それでは、次に、節目健診の対象年齢の見直し及び物忘れチェック導入についてお尋ねをいたします。

先ほどの御答弁でもありましたように、若年層の受診率は低いということです。青年健診と節目健診の重複をしているこの20歳、25歳、30歳、35歳という年代ですが、検査項目が、先ほど部長のほうからもございましたように青年健診と節目健診では内容が若干異なりはありますが、どちらがその年代に有効であるかは要検討ではあります。受診率が低いことなども考慮し、どちらか1つにしてもいいのではないかと考えます。

一方、高齢者に関しては受診率が高いかと思いますが、節目健診が65歳までです。次の健診の機会はすこやか健診の75歳ということで、この間、65から75、この10年間は健診の空白期間となります。65歳から75歳までのこの10年間は、特に体調に異変が生じることも多く、逆に健診が必要な年代ではないでしょうか。節目健診に70歳を追加してはどうでしょうか。

また、先日このような市民相談を受けました。

日々の生活の中で、同居の親に認知症の初期ではないかと疑いを持っているのですが、なかなか本人に伝えることができないということです。認知症は、初期段階での投薬で進行を抑えることができるため、少しでも早い時期に物忘れ外来への受診が望ましいです。ですが、一般的に当事者本人が自分が認知症の初期であるとの意識がなく、受診に至らないケースが多いといえます。相談者の御家庭でも、同様の理由でなかなか御本人に言い出すこともできず、病院に連れていけないと困っておみえでした。

そこで、通常健康診断の結果には、要観察・要治療などの記載がございます。この認知機能についても、何らかの形で物忘れ外来受診を促す結果報告があれば、スムーズに事が運ぶのではないかと考えます。物忘れチェックシートなどを活用し、あくまでも診断が目的ではなく、認知症と疑わしい人に物忘れ外来の受診を促す一文を添えられることが目的となるチェックシートです。検診結果にそのような記載があることで、今まで困っておみえの御家庭も救われますし、何より認知症の早期発見の一助となります。

厚生労働省の推計では、認知症高齢者の数は3年後の2025年には約700万人、高齢者の5人に1人に達するとされています。いかに早期発見をし、進行を抑えられるかということも重要な社会課題です。

以上のようなことから、節目健診の若年の重複年齢の見直しと、70歳の追加、そして物忘れチェックの導入への見解をお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

まず、節目健診では、歯科検診・骨粗鬆症検診も行っており、口腔内の環境や骨の状況は加齢と大きく関係し、寝たきりや認知症の発症・進行にも影響することから、歯科検診後の支援として節目健診当日に歯科衛生士による保健指導を実施し、齲歯や欠損歯、歯周疾患など治療が必要な人には受診を勧めております。また、骨粗鬆症検診の結果は、後日結果説明会を開催し、保健師や管理栄養士などが対面で生活習慣の状況と絡めながら結果をお伝えしております。

本市における介護の要因は、認知症が35.1%、骨折が20.3%で、それぞれ原因の第2位、第4位となっており、介護が必要でない期間を自立期間といいますが、本市の65歳以上の介護保険1号被保険者における平均自立期間は、男性の平均余命が81.8年、平均自立期間は80.3年で、要介護2以上の期間が1.5年、女性では平均余命が86.7年、平均自立期間が83.4年、要介護2以上の期間が3.3年と男性の約2倍となっております。

高齢者の健康と生活の質の保持は、医療費・介護費の伸びを抑えるとともに、健康増進につながるものであるものですから、健診の空白期間がなくなるよう、節目健診の年齢要件の見直しにつき

ましては、他の自治体の現状を調査しつつ、こちらも早期に実現できますよう検討してまいりたいと考えております。

次に、物忘れチェックの導入につきましては、日本認知症予防学会が推奨する物忘れ簡易スクリーニング検査といたしまして、ミニメンタルステート検査、長谷川式簡易認知機能評価スケール、物忘れ簡易スクリーニング検査の3種類があり、広く世界中で使用されているものや、簡便である検査として紹介されておりますが、どれも専用の検査シートがあり、この3つの検査の中で最も簡便とされている物忘れ簡易スクリーニング検査は、相談者が記入するシートと検査者が記入するシートの2つによって認知症をスクリーニングすることができ、点数がよくかなった検査項目により、脳の障がい部位をある程度推定することができる特徴がございます。しかしながら、その場で分かるという利点はありますが、簡易とはいえ検査の結果を説明し、点数のよくなかった人に対する医療機関受診など相談に応じる事後フォローが必要となることから、現在のところ、節目健診や医療機関に委託して実施する特定健診、ぎふ・すこやか健診と一緒にを行うには時間的な余裕を取ることが困難であると考えております。

一方、物忘れチェックには自己チェックで行えるものもあり、これらのスクリーニング検査を実施することで、軽度認知症や65歳未満の若い世代に発症する若年性認知症の発見につながり、人知れず悩んでいる人や家族への支援につながるものと認識していることから、今後は、検診の待合いや御家庭で行え、またその検査結果も分かりやすい自己チェックで行える簡易な物忘れチェックを導入し、市民自らが認知症の予防、早期発見、早期治療に取り組むことができるようにしてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

70歳の追加も検討していただけるということで、安心をいたしました。

先ほどの物忘れチェックのほうですが、高齢者の方多くの意見としては、やっぱりプライドもあつたりだとかいろんなことから、物忘れ外来に行くことに及び腰であるというのが現状でございます。チェックシートを導入していただく際には、高齢者になれば物忘れ外来に行くことは恥ずかしいことではないと、普通の健康診断の一環であるというような、ちょっとハードルを下げた一文も添えていただきながら、遠慮なく物忘れ外来に積極的に通っていただけるような、そんな促しもつけていただけると幸いですので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、2項目めの質問、市内幼稚園におけるお昼寝用コットベッドの導入についてお尋ねをいたします。

幼稚園では、午後にお昼寝の時間があるため、保護者の皆様は、月曜日にお昼寝用布団を抱えて登園をし、金曜日には持ち帰って天日干しをし、また月曜日に持参をする、これを毎週繰り返して

おみえです。小さな子どもの手を引き、ほかの荷物もある中でのお昼寝布団の持ち運びは、私も随分前に経験をいたしました。結構大変なことでした。兄弟で通っていらっしゃるところでは、荷物も2倍となり、もっと大変だと思います。実際に、お昼寝布団の持ち運びが負担であるとの声もよくお聞きをいたします。

ここで、添付資料を見てくださいと言いたいんですが、ちょっとそれ白黒でとても分かりにくいと思うんですが、これがカラーになります。こういうような形のコットベッドというものがございます。そのコットベッドというのは、この真ん中のところがメッシュの布が張られておりますので、簡易ベッドとなってこれを上にどんどん積み重ねていくことができるものです。御覧のとおりほんの少しだけ高さがございますので、床と体の間に空気を通してくれます。そのため、夏は通気性がよくて涼しく、冬は床の冷たさが伝わらずに若干温かいです。また、床からのほこりの吸い上げも防ぐことができます。今ですと、本当に子どもが駆けずり回ったところに布団を敷いて昼寝をするというそういう状況ですが、これだと若干上に上がっていますので、衛生面でもほこりの吸い上げもなく、ハウスダストによるアレルギーから子どもたちを守ることもできます。

そして何より、コットベッドの使用によりお昼寝布団が不要となります。用意するのは上下のタオルケットだけです。入園準備としてお昼寝布団を購入する必要もなくなり、保護者の負担がうんと軽減をされます。このベッド面はメッシュのため、汗などで湿ってもすぐ乾くとともに、またおねしょなどで汚れても水洗いができ、衛生面でも優れていることから、現在保育園等での導入が広がりがつあります。さらに、持ち運びが容易ですので、災害時には避難所での使用も可能となります。大人には段ボールベッドの備えがありますが、子どもにはこのコットベッドが場所も取らず有効に活用できそうです。

そこで、市内幼稚園におきましても、コットベッドの導入は有意義であると考えますが、いかがでしょうか。その見解をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山君。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、市内幼稚園におけるコットベッド導入の見解についてお答えさせていただきます。

現在、園では3歳未満児は午後零時30分から3時間程度、3歳以上の幼稚園部は、年長児の11月以降を除き、延長保育、幼稚園児の今約70%が御利用いただいておりますけれども、その園児のみ午後2時から1時間程度のお昼寝時間である午眠として保育で実施しており、それに使用する布団やタオルケット、毛布などについては、各保護者が週初めに園にお持ちいただき、週末に取りに来ていただいております。

議員御提案のコットベッドは、フレームにメッシュ素材を張った簡易ベッドで、ベッドの下には隙間ができ、通気性がよくなることから、感染症の防止や衛生面に優れ、軽量であることから、スペースが確保できれば収納も容易であると言われております。コットベッドを園に常備した際には、

保護者においては、コットベッド用のシーツと季節によりタオルケットや毛布を持ち込む必要がありますが、お昼寝布団一式を持ち運ぶ現状と比較しますと、負担軽減につながるようになります。

しかしながら、導入については、保育室における子どもたちに危険とならない保管場所の確保が必要であり、さらに施設改修費用が伴わないなどの新たな財政負担とならないことの確認が必要となります。また、コットベッド専用のシーツについては、保護者負担で購入していただく必要があるほか、本体についても、メーカーによっては保証期間が5年と短いものもあり、定期的な買換えによる財政面の検討も必要となります。

こうしたことから、市としましては、まずコットベッドの導入が保護者の新たな費用負担が伴うことや、保管場所や定期的な買換えに係る財政負担が軽減できる有効な補助制度などについて、今後研究、検討していきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

保護者の方の負担も考慮してということでしたが、お昼寝布団の購入のことを思えば、費用的にはうんと低価格になるのではないかと思います。あとは財政面のほうですが、いろんなところ考えていただきながら、一日も早い導入を目指していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、3項目めの質問、災害協力井戸についてお尋ねをいたします。

地震などの自然災害は、突然やってきます。そして災害の規模によっては、ライフラインが途絶え、不自由な生活が余儀なくされることも想定しておかなくてはなりません。

特に、人々の命に関わる大事なものの一つが水です。水の中でも懸念されるのは生活用水です。飲料水は各家庭にそれぞれ備蓄があるでしょうし、避難所では支給もされます。しかし、断水時に洗濯、お風呂、トイレ、食器洗いなどに使用する生活用水の不足はどう解消すればよいでしょうか。生活用水の不足は、不衛生な環境で生活することになるため、被災者は肉体的にも精神的にも追い詰められることとなります。過去には、生活用水の不足により多くの災害関連死を引き起こしたこともあるそうです。例えば、汚いトイレの使用を控えるために水分補給を我慢したことが原因で、心筋梗塞や脳梗塞で亡くなるというケースです。

ところが、東日本大震災において、長期にわたり断水したところが多数あった中、何とかしのぐことができたところがありました。それは、井戸水があったところだったそうです。生活用水は、地域の井戸水で賄うことができました。そして近年、大規模災害が各地で頻発する中、この経験から、命を守るために災害協力井戸を準備する動きが広まりつつあります。

災害協力井戸とは、災害時など断水したときに、個人所有の井戸を地域住民の生活用水として無償提供していただけるというものです。まずは自治体が災害協力井戸の募集をし、この趣旨に御理

解いただける方を登録します。そして、防災マップなどに所在地を掲載し、広く地域の方々に周知するという流れです。

羽島市では地図だけでなく、添付資料がございますが、このような災害協力井戸と書かれた看板をつけておみえです。ここに書いてあるのは、災害協力井戸は災害断水時に生活用水として利用できますというふうに書かれてあります。この看板をその井戸のある所在地の塀などに設置をされています。常日頃から生活用水を提供していただける井戸の所在を周知することや確認することができ、いざというときに素早く対応できそうです。

本市におきましても、災害時の生活用水を確保するために、ぜひとも災害協力井戸登録制度の導入を考えますが、その見解をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

それでは、災害協力井戸登録制度の見解について、お答えをさせていただきます。

本巢市地域防災計画に指定避難所として位置づける避難所のうち、各小・中・義学校の防災備蓄倉庫には、ペットボトルの飲料水を配備しているものの、地震などの大規模災害が発生し、上水道の断水が続く事態となった場合、備蓄数量に限りがあることから、御指摘のとおり飲料水や生活用水の不足が予想されます。

こうした事態に備え、個人や事業者が日頃から使用している井戸を事前に登録し、災害時に避難者や断水区域の住民が使用するための生活用水の確保を目的とする制度が災害協力井戸登録制度であり、大垣市や羽島市が既に導入、運用しております。企業や個人の所有する井戸を災害協力井戸として登録するに当たりましては、災害発生時に井戸の設置場所への立ち入りが可能なことや無償で井戸水を提供できること、また生活用水として使用できる水質であること、現在使用しており今後においても使用が見込まれるものであること、さらには市のホームページやハザードマップなどで所在地を公表できるものであることなどの要件を満たす必要がございます。

しかしながら、災害時の生活用水の確保は必要不可欠なことから、本市においても制度導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

制度の導入に向けて進めていただけるとのことでした。

災害はいつ起こるか分かりませんので、災害に負けない防災に強い本巢市として、できるだけ早期に体制整備をよろしく願います。

それでは、最後の質問、出産・子育て応援交付金について移ります。

これ、通告書は出産・子育て応援給付金になっておりましたが、交付金の間違いですので訂正をさせていただきます。

10月28日に決定した政府の総合経済対策に、子育て支援に関して伴走型相談支援の充実を図ることが盛り込まれました。伴走型相談支援とは、妊娠期から出産、産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のことを言います。核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、孤立、不安を抱く妊婦と子育て家庭に対する支援が重要であるとの視点から、各段階できめ細かく関わり、困っている妊婦や子育て中の親に対して、それぞれのニーズに即した支援を切れ目なく届けることが目的です。そして、その伴走型相談支援と経済的支援を合わせた出産・子育て応援交付金事業が第2次補正予算案に盛り込まれ、今月2日に成立をいたしました。

この新規事業は市区町村が実施主体で、各地域の実情に応じて、妊娠期からの伴走型相談支援と妊娠届出相談時と出生届出相談時にそれぞれ5万円相当、合計10万円相当を給付する経済的支援を組み合わせた形で実施をします。複数回面談をすることで、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつくことができる事業ですが、これは公明党が発表いたしました子育て応援トータルプランに掲げる政策の一部を先行的に実施をするものです。公明党が発表した子育て応援トータルプランとは、私たち全国の公明党議員が実施した、あらゆる世代を対象とした全国規模のアンケート調査や当事者との意見交換など、現場の声を基に作成をしたものです。経済的基盤が安定せず結婚・出産に踏み切れない、実家が遠くて周りに頼れる人がおらず、子育てできるか不安、大学の学費負担が家計に重くのしかかるなど、子どもが生まれ、社会人として巣立つまでには、様々な不安や課題に直面をします。そうした子育ての実態を踏まえて、具体的な政策をまとめて示したのが子育て応援トータルプランです。

そして、公明党では11月18日に全国をオンラインで結び、厚生労働省からこの新規事業の概要として、全ての妊産婦に寄り添った面談を定期的の実施するための体制整備や経済的支援を具体的に実施していく方法などの説明を受けた後、円滑な実施に向けて党のネットワークを最大限に生かして取り組む方針を確認いたしました。また、11月22日には、厚生労働省から地方自治体担当者への説明会が実施をされておりますが、地方自治体のこれまでの取組を生かしながら、地域の実情に応じ、子どもの幸せという目的に向かって、いわゆる指導型ではなく行政にも寄り添い型の面談体制を求めています。

本市におきましても、既に数々の母子保健事業を実施していただいているところではございますが、改めまして、この出産・子育て応援交付金事業の取組についてお尋ねをいたします。新規事業として今年度の第2次補正予算に盛り込まれましたことから、年度内の事業開始の見通しを含め、本市としての伴走型相談支援と経済的支援についての見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えいたします。

出産・子育て応援交付金は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であるとして、伴走型相談支援と、こちら合計10万円支給の経済的支援、別名、出産・子育て応援ギフトと申しますが、これの2つの取組を一体として実施する事業を支援する交付金で、出産・子育て応援ギフトは、今年4月以降に出産された、もしくは出産される予定の全ての妊産婦を対象としており、今年度内の早い時期に事業開始を計画しております。

議員御質問の伴走型相談支援につきましては、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届から乳児全戸訪問までの間の3回、妊婦や産婦本人に対し、保健師や助産師等がオンライン面談も含めた対面を原則とするとしており、令和5年度以降も予算措置できるように検討することがあらかじめ示されております。

本市における母子保健事業につきましては、平成28年度から市内4か所の保健センターに子育て世代包括支援センターを設置して以来、切れ目ない妊産婦・乳幼児への支援を目標に事業を展開しており、妊娠期間中は保健師や管理栄養士等の専門職による対面を基本とし、妊娠届・母子健康手帳の交付、妊婦健診結果からの妊婦相談や訪問、夫や上の子も参加できるマタニティスクールを開催しており、産後には、出産後すぐから利用できる産後ケア事業と、雇い上げの助産師による乳児家庭全戸訪問を生後1から3か月の間に行ってまいりました。

しかしながら、出産した医療機関を退院し産後1か月健診までの間に、産後ケア事業を利用するまでもないがいろいろと苦労したという話を乳児全戸訪問時に助産師が産婦から聞いており、この間の支援が弱いと感じておりましたので、今年度より、会計年度任用職員の助産師を採用し、新たに産後相談・訪問事業を開始し、助産師が全ての産婦へ産後2週間目に電話連絡を行い、困っていることはないか、産後の体調はどうか、赤ちゃんの様子はどうかなどを確認し、対面したほうがよいと判断した家庭にはすぐ訪問し、医療機関へのつなぎや産後ケアなどのサービス利用を勧めております。

このように、本市では国が示す伴走型相談支援に準ずる母子保健事業の実施や支援体制を既に構築していることから、速やかに国基準へとバージョンアップさせ、本事業を継続して実施するとともに、関係機関とも相互協力しながら、引き続き包括的に妊娠・子育て家庭を支援してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

年度内の事業の実施開始、また既存の事業として、今まででも切れ目なく支援体制を取っていた

だいていたこと、また手薄なところを発見していただいて新たに事業を取り組んでいただけるということで、大変うれしく思います。これまで支援が手薄だったと言われるゼロ歳から2歳児に焦点を当てて、全妊婦を対象に妊娠期から出産、産後、育児期まで一貫して寄り添う相談体制を整備し、様々なニーズに即した支援につないでいく新規事業でございます。孤立を防ぎ、誰一人置き去りにしない事業となりますよう心よりお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

はい。

○11番（鰐本規之君）

先ほど、当初に高橋勇樹君のことで、所用なのか私用なのか。

○議長（大西徳三郎君）

所用です。

○11番（鰐本規之君）

所用。了解いたしました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時からにします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、9番 河村志信君の発言を許します。

○9番（河村志信君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

2期目、6年目を迎えて、なかなかまだまだ一般質問に慣れなくて悩むところもございますが、精いっぱい頑張ってやりたいと思います。

10月の27、28、5人の有志の議員により視察を、友好都市になりました栃木県下野市へ行ってきました。今日の質問の中にも出てきますが、友好都市という一つの御縁を大切に、友好を深め、かつ本巢市の市民の方が喜んでいただけるような関係になるといいかなと。あと10月31日、これも以前より友好都市となっております福井県越前市さんとの議会との懇談会ということで、森林経営管理制度について意見交換を行い、有益な情報が得られたんじゃないかと実感しております。では、質問に入りたいと思います。

1番、席田用水の魅力再発掘について。

飛山濃水と呼ばれる岐阜県、3,000メートル級の山々、飛驒山脈、普通は北アルプスと言ってお

りますね。これが高山市内から眺めると、非常に乗鞍、御嶽、槍ヶ岳と、非常にいい景観を呈しております。そんないい岐阜県、山のすばらしいところです。

それから飛山濃水の濃水ですね。木曾三川によって形成された濃尾平野、本巣市もその一角にございまして、根尾川沿いに豊かな農地ができ、おいしいお米や野菜、果物が生産されております。その流れる川は、透明できれいで、流れているのが地元の者にとっては当たり前で、ああ、川ってこういうもんだと思われるかもしれませんが、これは非常に価値のある自然でありまして、自慢していいものじゃないかと思っております。特に、山口の頭首工から分かれまして、かつての糸貫川ですね、それから乙井樋門、旧の糸貫町との境、この4キロが、よく見ていただきますと自然の石でつくられた非常に価値のある用水となっております。この自然の石、玉石というそうです。河原の石ですね、削れて丸くなって、これで築かれた護岸でございまして。コンクリートと違って、非常に優しい、何か懐かしさも覚えるような本当に価値のある用水じゃないかと思っております。

これは以前にもお話ししました、農林水産省が疏水百選と、これ全国に百選ですから100あるわけですけど、岐阜県では飛騨古川の瀬戸川とそれから本巣を流れる席田用水と、非常に宝じゃないかと思っております。そこには桜並木が、60年、70年前に植えられました桜の並木があるわけですけど、年数を経まして非常に老木になっているという状況になっております。

旧の本巣町時代、昭和47年、全国に先駆けて螢保護条例が制定されました。当時は高度成長の時代で、河川が汚染され公害だと騒がれた時代に、ホテルが飛び交うということで非常に注目を浴びまして、大型バスが何台も来て渋滞を引き起こすような、そういう記憶がございまして。昭和の現代、ホテルの保護は他市町でも行われるようになり、多くのホテルの名所が生まれています。それは、持続可能な自然環境が戻ってきたという、これは喜ばしい証じゃないかと思っております。

しかし、現状の席田用水は正直悲惨な状況でございまして。かつて耕作されていた河川敷は放置され、耕す人がいません。草ぼうぼうになって、マムシのすむようなひどい状況です。そんな横を学校に通う小学生が通ってまいります。注意の看板が出ております。そんなような状況です。そして、その桜の木にはツタが巻き付いてしまって、もう今にも枯れると。これがその写真でございまして。通られる方は見たことがあります。こういう状況に対して何ら違和感を覚えなかったら、ちょっと寂しいものがございまして、何とか老木とはいえ、まだまだ春にはたくさんの桜を咲かせてくれます。こういうものを大事にしたいなと私は思っております。

質問に入ります。

質問1. ホテル公園の一部、川の中につくられた施設が放置され、アシやススキが繁茂しています。これはどのような経緯でああなってしまうのか、管理される場所はないのかお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

ホテル公園の管理につきましては、席田用水、こちら一級河川糸貫川の管理者である岐阜県から市が占用許可を受け管理しており、公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう、日常点検清掃を（公社）本巣市シルバー人材センターと、除草、樹木の剪定を地元自治会、老人クラブと委託契約を結び、適切な管理に努めているところでございます。

議員御質問の箇所につきましては、市の管理区域内ではございますが、河川内行為となり、河川管理者からの許可が必要であること、また当該箇所は条例で定められているホテル保護条例の対象区間であり、ホテルの生育上必要となる岸辺環境が物理的に長期間安定していることから、現環境での管理を継続しておりました。しかしながら、アシ、ススキの繁茂が著しいことによる公園及び周辺の景観上の問題もあり、今後につきましては、ホテルに関する有識者及び河川管理者である県の意見を伺いながら、適切な管理ができるよう検討してまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

写真を先にお見せするつもりで忘れておりました。現状はこういう状態です。何ていうんですかね、湿原でいい感じならいいんですけど、このような状態が放置されております。

いろいろ探っていきますと、こういう状態になった原因はどこにあるのかと。地元の方に聞いても、どこに言っていいかわからないと。市に問い合わせますと、いや、これは県の管理だとかいうようなやり取りがあるというふうにお聞きしております。

質問の2番に入ります。

土手や席田用水の河川敷内の雑木や雑草の管理はどうなっているのでしょうか。美観を損ね、ひいてはそこにごみを捨てていくというような非常なよろしくない状況になっております。その対策は何かあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは河川敷内の雑木などの管理、ごみの不法投棄場所となっているが、その対策についてお答えさせていただきます。

席田用水沿いの道路は市道のため、通行に支障となる道路の路肩の除草については市で実施しております。路肩以外の河川敷につきましては、一級河川糸貫川であるため県の管理区域となります。現在、県の管理区域内においては、県が実施しているリバーサポーター事業による地元の団体の御協力により、以前より良好な景観となり、大変感謝しております。

なお、必要に応じて河川区域内の雑木及び雑草、ごみの不法投棄につきましては、県に対し適正

な管理に努めていただくようお願いするとともに、苦情や要望をいただいた場合は、県へ要望し対応していただいているところでございます。

[9番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

先ほどもお話ししましたが、非常に桜並木とかいろんな樹木が、もちろん台風とかで倒れる危険性があるので切られるのはやむを得ない部分もございますが、やはり春になって、日本人として桜が満開になるというのは非常に心強いとかうれしい景色でございます。春を迎えた、いよいよまたこの一年が、いい季節が始まるんだなということで、老木とはいえ、3番の質問に入ります。春には立派な桜並木となります。多くの方を魅了しております。その桜並木の維持管理について何か動きがあるのか、方法があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、春には立派な桜並木となり、多くの方を魅了しているが、その維持管理についてはどうなのかということについてお答えします。

席田用水沿いにあります桜の木につきましては、植樹後約60年近く経過していることから老木化しておりますが、桜の開花時期には多くの方を魅了しています。桜の木の維持管理につきましては、限られた予算の範囲内で、道路の通行の支障になる場合など安全面を優先に剪定業務や害虫駆除などを実施しており、今後も老木化により倒木等のおそれがある場合には、撤去を含めた維持管理を実施していきます。

[9番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

市民の方からよくお聞きするのが、どこの管理か分からないというのが結構ございまして、ここは市の管轄で市が管理します、ここは県が管理します、いや、それは国ですというようなのが現実の状況だと思いますが、市民の皆さんにとっては、やはり信頼一番できる身近な本巢市の市役所、市の職員さんです。職員さんのところから県なり国なり、いろんな各部署へ働きかけていただけるのも非常に心強いものがございますので、今後もそういう形で、行政区分云々じゃなくて、より市民の方が安心できるような対応をしていただければありがたいと思います。

次の質問に入ります。

2番、本市の友好都市について。

その定義は、文化交流や親善を目的とした地方自治体同士の関係を示すもの、その基準としては、両市の首長による提携書があること、交流分野が特定のものに限られること、交流に当たり予算の必要から議会の承認を得ていることとネットにございました。事例として文化交流、例えば下野市、下野国から命名されました栃木県の古い名前ですね。美濃国とか飛騨国と一緒に。奈良時代より国分寺、国分尼寺、薬師寺が置かれ、当時の栃木県の中心地であったと。国府は西隣の栃木市に、5キロぐらいのところがございます。そして街道ですね、間道です。奥州街道、日光街道が通り、小金井という場所には一里塚があります。こういう文化がございます、下野市にはですね。

それから教育交流というものがございます。この春より下野市立南河内小中学校が開校されました。これが義務教育学校ですね。ふるさとを愛し、歴史の上に未来を開き、夢にはばたく子どもたちを育てますとありました。以前訪問したときに、この子どもたちが私たちを見送ってくれて、非常に感動した覚えがございます。

スポーツ交流も考えられます。2021年の東京オリンピック、柔道男子60キロ級にて、高藤直寿選手が日本人第1号の金メダルを取りました。こういうスポーツも交流の一つのきっかけじゃないかと。

それからイベント交流としまして、淡墨桜の御縁で下野市との友好都市が始まったかと思いますが、天平の丘公園というのがございます、下野に。これが3月下旬から約1か月間、天平の花祭りとして多くの観光客が訪れているそうです。実際、私もこの目で見てまいりました。もう三十数年でこんなに大きくなるんだなど。それから淡墨桜のDNA、木の樹形というんですかね、形も非常に似ていて、こんな遠く離れた栃木の土地に根尾の桜が咲いているんだなどという感動を覚えた覚えがございます。

人的交流というものもございます。栃木県は、皆さん御存じのとちおとめ、イチゴですね。これが超有名でございまして、本市もイチゴ農家さん結構増えてきております。そういう方々の研修や交流の可能性を感じております。

それともう一つが自治医科大学、これはすごい大学なんですね。現在国公私立含めて医師の合格率が1位だそうです。すごい大学です。そこを下野市さんは抱えてみえます。僻地医療とかそういうものも、もしヒントがあれば交流の可能性が考えられるかなと。

それから、地方自治体の職員交流というものもございます。下野市は平成18年、本巢が16年でしたかね、2年遅れて3町が合併いたしました。南河内町、石橋町、国分寺町が合併して下野市となったと。そして下野市の北隣が栃木県の県庁所在地である宇都宮市、51万人だそうです。それから南隣が小山市、人口16万人、これ栃木県第2の都市だそうです。ここで私思いましたのは、本巢もちょっと似ているなど。岐阜市が40万人ですか、大垣が16万人。その間にあって似たような位置など。非常に可能性、ヒントを感じました。

そして、今回の友好都市につながった最大のものが、私は災害時の相互支援だというふうに考えております。2011年、東日本大震災の経験を踏まえて、当然その近隣市町は当然同じように災害に遭っちゃうわけですから、そうした遠く離れた市町との交流姉妹都市というのが、そういうときに

こそ生きるというふうに思います。

行政間の交流はともかく、地元の近隣市町とは違うちょっと離れたところと、こういう都市を結ぶということは、非常に文化が違います。どうしても地元におりますと、中部地方、東海地区、岐阜、愛知のどうしても発想に陥るわけですけど、ちょっと離れていますと、考え方や価値観が大きく違いまして、非常に刺激を受けるのではないかと。関東圏、土地が北関東になるわけですけど、そういう新しいところと友好都市を結ぶことにより、新しい風、新しい発想、気風ですね。やっぱりこれに触れることによって、何か新しいものが生まれるんじゃないかという可能性を非常に感じております。行政においても、どうしても硬直化しやすい中で、新しいアイデア、手法を友好都市より学んでいただければ、さらなる本巢市の発展が期待できるんじゃないかと考えます。

質問に入ります。

1番、友好都市締結に当たり、その趣旨、狙いはどのようなものを想定されていたのか、いるのか、いずれにしても同様ですけどお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それではお答えします。

栃木県下野市とは、日本三大桜の一つである根尾谷の淡墨桜がつないだ縁を友好の礎とし、淡墨桜の保存・継承に努めるとともに、歴史・文化・観光など幅広い分野における交流を通じて、相互の信頼と理解を深め、両市のさらなる発展と恒久的な友好関係を構築することを目的に、令和4年3月20日に友好都市の協定を締結いたしました。

また、議員おっしゃられました福井県の越前市につきましても、旧根尾村、旧今立町が互いに継体天皇ゆかりの淡墨桜を有することを機縁として、平成6年4月7日に姉妹都市縁組みを締結し、イベント等を通じて交流を深めてまいりました。その後、越前市、本巢市の誕生に伴い、それぞれの地域の特性を生かした個性的な都市づくりと地域住民の福祉の向上を図るために、市民間における文化・教育・産業・経済など各分野の交流を促すとともに、相互の友好と繁栄を一層推進することを誓い、平成18年10月1日に友好都市連携の盟約書を交わし、議会や行政機関同士の交流を続けてまいりました。

また、市友好都市推進協議会によるたけふ菊人形展市民ツアーが去る、本年ですが10月19日に新型コロナウイルス感染症の影響から3年ぶりに実施され、73名の市民に参加いただくなど、市民レベルの交流事業も実施されております。

いずれにいたしましても、両市とも淡墨桜が縁で協定を締結しておりますが、相互の市民同士の文化や歴史的な交流、観光面での交流など幅広い分野での交流を図り、地域の振興、活性化に結びつくことを想定しているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

質問の2に入ります。

先ほど来、下野市の話はしておりますが、下野市との交流に関して、ある程度想定されている交流を予定されておるとは思いますが、どのようなものを期待してみえるのか、その辺をお答え願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それではお答えをさせていただきます。

栃木県下野市は人口およそ6万人で、先ほど議員が申されましたように関東平野の北側、栃木県の中南部にあり、首都圏の一端を構成しております。市内にはJR宇都宮線が縦断し、駅周辺には、先ほど紹介にもありましたが大学の自治医科大学附属病院をはじめ医療や福祉施設が多くあり、交通面、医療面で充実したまちと聞いております。

また、下野国分寺跡、下野薬師寺跡など国指定史跡のほか、工芸品や考古資料など国指定有形文化財や古墳時代の史跡など、多くの文化財が存在し、産業面では、かんぴょうの生産量が日本一と言われており、かんぴょうのほかにもキュウリ、ゴボウ、ほうれん草など農産物の生産量も県内上位を占め、農業が盛んなまちでございます。

さらには、教育面におきましても先ほど御紹介ありましたが、本市の根尾学園と同じく本年4月に3小学校と1中学校を再編しまして、義務教育学校であります南河内小中学校を開校するなど、下野市には本市にはないもの、本市と似たところなど、学び合うべきものがたくさんあると考えております。

下野市は、本市から車と新幹線を使って4時間ほどかかる場所にあり、遠方ということに加え、今現在でございますが新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在頻繁な行き来はできておりませんが、今後は恒久的な友好関係の構築に向けて情報交換などを活発に行いまして、歴史・文化・教育・観光面など行政間の交流に加えて、青少年同士の交流といった市民レベルの交流なども検討し、お互いの自治体が少ない負担で活発な交流を推進し、互いの地域や産業の活性化などにつなげてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

以前、大西議長からの一般質問にもあったかと思いますが、実は市民レベルの交流という思いで、

本巢市の名産である富有柿、これを何かきっかけに交流できないか、そして本巢市の富有柿がまたさらに販売が広がることを期待いたしまして、このような企画を実はもうやっております。これは、上にありますのが友好都市協定締結記念ということで、このボードも産業経済課のほうで作っていただきまして、2回目も何か追加注文が来ているというふうに聞いております。以前にもお話ししたように、北関東では甘い柿ができないと。富有柿を食べられた方は、こんな甘い柿があるんだというような評判をいただいております。

あともう一点は、ブランド柿ということで、これも市のほうの許可を得まして、もとまるのキャラクターを使ったこういうものですね、もとまる富有柿というちょっとしゃれた名前で、こういう形でブランド柿になれば、今よりは少しでも価値の高い富有柿として売れるんじゃないかというようなふうに思っております。

質問3に入ります。

友好都市災害時ということで、相互支援、具体的にはどのような支援が想定されるのかお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

それでは、災害時の具体的な相互支援の想定につきまして、お答えをさせていただきます。

他の自治体と締結しております相互応援協定につきましては、平成19年5月に福井県越前市、平成26年4月に、さくらサミット加盟自治体のうち北海道新ひだか町、宮城県柴田町、秋田県仙北市、福島県富岡町、群馬県前橋市、埼玉県幸手市、新潟県五泉市、奈良県吉野町、島根県雲南市、長崎県大村市、宮崎県日南市、茨城県日立市の12市町と、平成29年1月に静岡県牧之原市、同年8月に兵庫県養父市と、そして令和4年3月に栃木県下野市とそれぞれ締結をしております。

この相互応援協定は、災害が発生した場合、被災した市町の要請によりまして、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、食料や飲料水、生活必需品やこれらの供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療、防疫及び施設などの応急復旧等に必要な資機材や物資の提供、救援及び救助活動に必要な車両等の提供、被災者を一時収容するための施設の提供及びあっせん、消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣、ボランティアのあっせん、被災者に対する住宅の供給及びあっせんなどを行うことを想定してございます。

応援協定を締結しております16市町の間におきましては、発災時等の円滑な応援要請が可能となるよう、毎年4月に担当部署や連絡責任者、担当者などの情報を交換いたしまして、連絡体制の確認、整備を行っています。

[9 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

再質問をお願いいたします。

実際、災害が起きたという場合、当然その地域は周辺もやられてしまうといった場合に、物流、支援物資等が運ぶところがないことには届きません。いざ何か起きてから手配したところで、なかなか見つからないと思います。これはちょっと聞き及ぶところで、そういう全国ネットの大手物流会社が連携協定と申しましょうか、そういう形でネットワークをつくろうというような話を聞いたことがございますが、そういう物流企業さんとの連携というのはどのように考えてみえるかお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

現在、本市と本巣地区トラック協議会で、災害時の物流に関する応援協定を締結しておりますが、議員おっしゃいますとおり、相互応援協定を締結している市町へ支援物資を輸送する取決めはされておきませんので、本市が例えば被災していなく、応援協定を締結している市町が被災し、応急復旧のための援助要請があった場合、市が開設いたしました輸送拠点に支援物資を集積し、また保管し、被災市町の物資の受渡し場所へ輸送する必要がございますので、今後、さらなる民間物流業者と相互応援協定を締結している市町へ支援物資を輸送する民間物流業者との間で応援協定の締結を進めていく、そういったことで輸送体制の強化を図っていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

次の3番の質問に入ります。

スポーツ観光についてお尋ねいたします。

本市の85%は森林に覆われている、自然な豊富なまちであります。登山やハイキング、ウォーキング、それから自転車を走らせるというようなのが非常にいい場所になっております。現在、根尾川には根尾河川敷を利用したサイクリングロードの建設も進められているようにお聞きしております。

また、樽見鉄道ではサイクルトレイン、鉄道で自転車を運んでそこから走ってくるとか、逆の場合もございますが、サイクルトレインと。これ以前、私も趣味としておまして提案をしまして、樽見鉄道についてはバリアフリーになっていないと。ですからちょっと自転車を乗せるのは危険だというようなことを聞いておりましたが、最近になって、樽見駅等がバリアフリーの工事が進んでいるので、いずれ来年あたりからサイクルトレインを実現したいというふうにお聞きしてお

ります。

それから市内にある岐阜第一高校、ここは自転車部が非常に強いです。新聞等を見ますと高校総体、インターハイですか、国体でも活躍する優秀な選手が多数お見えです。

スポーツやアウトドアの盛んな市町は非常にイメージがよく、多くのスポーツ愛好家の方がアウトドアを趣味で本巣市へ来ていただける可能性が大でございます。令和5年度より根尾のキャンプパークの指定管理者は、大手のスポーツ用品量販店が担当するというふうに聞いております。日本全国に100近い店舗を持ち、その顧客は160万人と、すごい大きな企業さんです。その方々の一部が本市へ来ていただければ、これはすごいことになるんじゃないかなというふうに考えます。

ましてや2024年には糸貫にインターチェンジができる、それから本巣市も新しい市庁舎ができる、そういうチャンスに現在、本巣市のある意味財産である自然が、森、河川、道路、これが活用されて、特に若い世代がアウトドアスポーツの聖地として来ていただける可能性が大きいと私は思っております。

質問に入ります。

1番、キャンプパークの拡大、現在の上大須とか、それからうすずみ温泉等の施設をさらに拡大して、オートキャンプとか、現在はやりのグランピングだとか、そのような可能性があるのか、やれるものなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

NEOキャンプパークにおきましては、コロナ禍の令和2年度、3年度におきましても、昨今のキャンプブームにより黒字の決算であり、好調な経営状態でございます。また、キャンプパークの拡大や温泉施設と組み合わせることにより、NEOキャンプパークのさらなる集客、売上げの向上やNEO桜交流ランドの新たな活用方法も見いだせるかもしれません。

しかし、日本オートキャンプ協会の調査によりますと、令和4年4月現在の全国のオートキャンプ施設数は1,373か所であり、前年より64か所増えております。また、NTT東日本の調査による令和4年時点の都道府県別キャンプ場の岐阜県の箇所数におきましては、1位の山梨県の95か所、2位の長野県の84か所に次ぐ3位の75か所となっており、全国的にも岐阜県はキャンプ場の激戦区となっております。

このような状況であることから、キャンプパークの拡大や温泉施設との組合せに関しましては、綿密な市場調査を基に慎重な検討が必要であると考えております。また、NEO桜交流ランドにおきましては、現在、民間事業者に対しましてサウンディング型市場調査を実施しており、様々な可能性や活用方法について意見を踏まえ、今後の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

[9 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9 番（河村志信君）

今の時代、非常にそういうはやりのサイクルが早いです。チャンス、スピード、タイミングという言葉がございます。やはり慎重に構えていますと、もう世の中の流れは先へ行ってしまおうようなこともございます。素早い対応で、できることは早めに実現していただけるとありがたいなと思います。

2 番、根尾川ですね。木知原地内に管理釣り場ができて、非常ににぎわっていると。こういうものが一つの河川の活用として拡大できるものなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

根尾川の木知原地区にある管理釣り場は、令和3年に根尾川筋漁協組合が新設した施設でございます。新聞等の記事によれば、昨年度は約4,000人を集客したとのことでした。このような河川敷の利活用は、地域活性化やにぎわいを創出するために大変有意義であると考えております。

さらなる拡大に向けては、民間事業者や河川管理者、地域住民等が一体となり取り組むことにより、新たな河川空間の利活用が図られるものと考えております。本市としましては、人気のある施設と道の駅などの既存の施設と連携した新たな周遊観光モデルの提案など、観光による地域活性化も併せて進めてまいりたいと考えております。

[9 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9 番（河村志信君）

質問3に移ります。

現在、私、登山も趣味にしておりますが、若い世代にはトレイルランニングと、山道を走ると、ちょっと想像できないんですけど、でもこれははやっているということで、本市にもいろんな文殊の森であったりいろんな山がございます。そういうものについて、トレイルコースの整備による低山里山の利活用、そういうようなものは可能性はどのように思ってみえますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山君。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、トレイルランニングの導入、トレイルコースの整備により里山低山の利活用の可能性についてお答えさせていただきます。

トレイルランニングとは、山道など様々な種類の地形や環境で行われるランニングスポーツとして、近年は多くの市町村で開催されております。

本市においても、面積の約86%を占める森林や南北を貫く清流根尾川などの豊かな自然環境を生かしたウォーキング・ランニングイベントを実施しており、そのイベントは、幼児から高齢者までの誰もが参加できるようなイベントとなるようにコースを設定するとともに、トレイルランニング的な要素も盛り込まれているものと考えております。

本市が進めるウォーキング・ランニングのまちづくりは、より身近なもので運動習慣をキーワードとして推進しています。その一環として毎年、モレラ岐阜をゴールとし参加者自らが自由なコースを設定し、走ったり歩いたりして市内を巡りゴールを目指すランニングイベントMOTOSU-FREE10や、根尾地域の森林や河川環境、さらには樽見鉄道をも活用し、国指定天然記念物である根尾谷の淡墨桜をゴールとするもとす遊RUN、根尾谷の淡墨桜にゆかりのある継体天皇に思いをはせる早春淡墨桜浪漫ウォークなどを開催しております。

特にもとす遊RUNは、ウォーキング・ランニングのまちづくりアドバイザーであるプロランニングコーチの金哲彦氏の監修による、樽見駅から根尾の山道を走り抜き淡墨桜にゴールするランニングイベントで、今年度も県内外から約240名の参加をいただき、参加者からも、山道の上り下りはまさにトレイルランだった、木々の中を走り抜けて気持ちよかったなどの多くの声をいただいております。多くの集客が見込めるイベントに発展していく期待感もあります。

今後とも、現在行っているこれらのウォーキング・ランニングイベントの充実を図るために、トレイルランニング的な視点も検討しながらイベントをより充実させていくことに努めてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

これは以前にも提案したことがございます。アウトドアのイベントというのは、何も立派な建物、高額な施設を造る必要はございません。自然を生かした遊びです。そして今の現代人、もちろんコロナで疲弊したというんですかね、ものがアウトドアで元気を取り戻すという可能性のある分野だと思っております。新たな観光資源にもなる、本巢市の宝にもなる可能性の大きいアウトドアエリア、スポーツイベントへの導入へのお考えはいかがなものでしょうか。

先ほどもお話ししましたNEOキャンピングパークが大手スポーツ用品の企業さんが入る、それからうすずみ温泉等、ただお風呂に入る、泊まるだけじゃなくて、そこを拠点にアウトドアを楽しむというような非常にヒントがある可能性がございますので、その辺も含めてお答えいただければ

ありがたいです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山君。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、新たな観光資源にもなるアウトドアエリア、スポーツイベントの導入への考えについてお答えさせていただきます。

ウォーキング・ランニングのまちづくりを推進している本巢市としましては、ここ数年でアドバイザーである金哲彦さん監修の下、新しい企画をどんどん進めてまいりました。

例えば、樽見鉄道を利用したもとす遊RUNでは、鉄道の車窓からしか見えない清流根尾川の溪谷を味わっていただき、車内でウォーキングアップする観光型ランニングイベントを開催しています。さらに、モレラ岐阜をゴールとするMOTOSU-FREE10は、ゴール後のギャザーと言われる交流会で、参加者が本巢市内を走りながら市内で発見した史跡などの交流を行う密着型のウォーキング・ランニングイベントであり、本巢市の魅力の発信にも努めております。

今後は、現在行っているウォーキング・ランニングイベントなどを充実させることに努めるとともに、NEOキャンピングパークや根尾のプロジェクトアドベンチャー施設の利用、根尾川に整備中のサイクリングロードなどを活用したスポーツイベントも模索していきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○9番（河村志信君）

ありがとうございます。

こういう一般質問をずっと続けておまして、やはり自分の得意な分野というのが一番いろんな発想も出てきますし、考えも浮かんでくるんだというのが今実感しております。

そして、やはり一般質問等ですと、当然社会問題ですね、国が抱えている、県が抱えている、市が抱えているというような社会問題を考えるわけですが、特にやっぱり人口減少、それに伴う少子化が地方をどんどん疲弊させているというふうに考えております。

そういう中で、やはり議員としての責任、使命は何であるのかとか、それから行政の皆さんの取組は何なのかというようなことを常に考えてまいりました。

本市が魅力あるまち、若い方から高齢の方々までが本巢市に住んでいて本当によかったと、これからは長く住み続けたい、若い人も就職で外へ出ていくことがあったとしても、いずれ戻ってきたいとか住み続けたいとか、そういうまちを目指して、私自身も一議員として今後も頑張っていきたいなという思いを皆さんにお伝えして、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩します。5分間の休憩をします。55分から始めます。

午後1時50分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

続いて、11番 鏝本規之君の発言を許します。

○11番（鏝本規之君）

それでは、通告に従って一般質問をしたいと思います。

私は、今も同僚議員から言われたように眼鏡はと言われるけれども、眼鏡をかけていると、10分字を読んでいるとぼけてくるんですね。非常にやにこいというのがありまして、大体の質問は頭の中に入れてきておりますので、間違ったところがありましたら御指摘のほどよろしく願いをいたします。

今回の質問は、本巢市になって初めてというような事件であります。この頃、その本巢市にとって初めてとなるような事件が、この二、三か月の間に発生をしております。今日の新聞にも、山県の議員の辞職勧告決議ということが載っておりましたけれども、本巢においてもそのような事件もありました。

また、今回私が一般質問をする仏生寺水路改良工事中止に至る経緯についてという一般質問でありますけれども、これは、私が議員になってもう16年以上たつわけでありましてけれども、先輩議員から聞いてもこのような事案は一切なかったというふうに聞いております。これがどれだけ本巢市にとって損失になり、市民にとって不利益を被る事件であるかということは、今から一般質問の中で逐次5点に分けて聞いていきたいと思っております。

この水路の改良工事は、地元の人々の要望、また堀部議員の一般質問から端を発し、そして計画がなされた案件であります。私はこの工事を担当する所管である産業建設委員のメンバーでありますので、このいきさつについては、正直を言いまして今の部長さんよりも詳しいのではないかとこのように自負をしております。

その中で5点について質問をするわけでありましてけれども、この事業の全体的な予算は3億5,000万でありました。目的としては、この地域の被害等々の回避と市民の方たちの交通の安全、道の拡幅と、またそれに伴い学童が安心して通えるような通学路の整備等々を含めた大きな3つの目的をもってなされた行事であります。この事業においては、先ほど述べたように3億5,000万ものお金がかかることであり、一般質問等々がなされて、また地域の方からの要望があったとしても、すぐにできる工事ではなかったということで、けれども何とかしようということで、市長はじめ担当職員が知恵を絞って国から70%もの補助金がいただける特別な事業として計画がなされたわけがあります。

その内容についても議会で細かく説明をされ、そして議員各位においては、その工事内容等々、

また工事費もこの場において予算を認め、そして工事を請け負う業者を決めるための入札まで行われ、結果として堀部工務店が工事を請け負うことになったわけであります。非常に議員としても賛同し、予算まで認めた案件が、どういうわけで中止になったのか。その経緯についてお尋ねをいたします。

まず最初に、仏生寺水路改良工事を行うと決めた経緯についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、仏生寺水路改良工事を行うと決めた経緯についてお答えします。

同箇所につきましては、近年の局地的な集中豪雨や排水路の断面不足等により、道路等の浸水被害もあり、また仏生寺自治会からも同様の理由で平成18年度から何度も排水路改良の要望書が提出されておりました。市としましては、改良の必要がある箇所の一つとして継続的に検討を重ねてきましたが、同箇所の排水路改良を行うには施行延長約500メートルにも及ぶことから、多額の財源が必要となり、事業を実施できずにおりました。

このような状況の中、令和3年度に大幅拡充・延長された緊急自然災害防止対策事業債を活用することで財源を確保できたことにより、市民の安心・安全な生活を確保するため、水害対策や通学路整備を含めた計画立案をし、5か年計画で工事を実施することを決定いたしました。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今説明があったように、5年を有して工事を行うということで、第1次工事として約2億7,000万からの予算が組まれたかと思っております。今の説明の中にもあったように、地域の要望等々ということから始まったわけであり、内容については議会の中でもいい工事ということで賛成をされ、予算も認められたわけであります。

そして入札に至ったわけでありますけれども、この入札に至るまでの経緯についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、入札に至るまでの経緯についてお答えします。

令和3年度の当初に仏生寺自治会長及び役員等に対し、事業計画と今後の工事予定を説明し、請負業者決定後に工事説明会を実施することで了承を得たため、第1期工事の入札を令和3年10月28

日に実施いたしました。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

この入札で、落札業者が堀部工務店と決定したわけであります。この第1期工事については、委員会の中でもいろいろと意見がありまして、内容についても当然地域の方に説明をし、そして工事ができるであろうということで議員各位に説明をし、予算も出され、そして議会も予算を認め、そして入札に至ったわけであります。

当然、入札に参加した業者は工事ができるということをお前提で落としたと思っておるわけであります。にもかかわらず、結果として工事ができなくなる。工事が中止となると、この工事は70%もの大きな補助金がいただける非常に有利な工事であり、これが中止になれば、本巢市にとっては、また本巢の市民にとっては莫大な不利益になることと思うわけであります。また、計画を立てて国・県等々に対して了解を得てやったわけだと思んですが、この工事が中止になるということは、冒頭にも私が言ったように本巢市になって初めてのことであります。多少の変更はあったかと思えますけれども、予算を認め、そして入札まで行われ、工事を行う業者が決定した事業において中止になったという事案は、私が知る限り、この本巢市誕生から初めてのことであります。

このことについては、どうして工事がなされるようになったのか、またどうして中止になったということについては、議員にも大きな責任があると思っております。執行部は、あくまでもこういう事業を行いたいと、そのためにはこれだけのお金がかかるということで議会に提出をするわけであります。そして、その内容について、議員としてしっかりと吟味して、この事業に対しては市民にとって有意義であると、予算内容についても非常にいいことであるということで、議員は議員の責任において賛成をしたわけであります。それが議員の了解もなしに中止になったということにおいては、当然提案者である執行部においては、しっかりと理由を議員に示し、そして市民に対して大きな不利益を侵されたことについての責任を心の中に入れ、そして市民の方たちが納得のできるような説明をする義務があると私は思っております。

そういう中において、どうしてこの本巢市にとっては非常にいい、地域にとって水害がなくなる、道路幅が広がる、子どもの安心と安全のための歩道も確保できる。こんな三方よろしいという事業がどうして中止になってしまったのか、その経緯についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

3番目の中止に至るまでの経過はということで、ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、中止に至るまでの経緯についてお答えします。

入札後、令和3年11月8日に落札業者と工事請負契約を締結し、同日、仏生寺自治会長へ請負業者決定の連絡と今後の工事説明会の調整を行い、同12月12日に地元説明会を開催することとなりました。

12月12日に地元説明会を開催したところ、既設水路を取り壊し、道路を拡幅することに対して沿線地権者より反対があり、安全面や防犯面を考慮し、既設水路を存置することが自治会の総意であると判明したため、再度、市で検討し、改めて説明会をすることとしました。

翌日、仏生寺自治会長及び役員との協議を実施し、既設水路を存置し現道内にボックスカルバートを埋設することが自治会の総意であることを再確認し、沿線地権者の方に承諾書をいただくよう自治会長へ依頼をいたしました。

令和4年1月16日に2回目の地元説明会を開催し、既設水路を存置し現道内にボックスカルバートを埋設する方法で自治会長からの了承を得ました。

しかし、市に対して通学路整備は必要ではないのか等の意見が寄せられ、また議会のほうにおかれましても、子どもの安心・安全のために歩道整備を含めて再度検討するよう御意見をいただきました。

歩道整備を行うには当初の案が理想的であることから、当該箇所での施工は困難であると判断し、説明会等でも御意見のあった上流部でのゲート修繕による冠水対策や堀部クリニック前の水路へ分流する案など、事業計画も含めて工事施行について幾度となく検討を重ねましたが、本工事では施工が困難となることから、令和4年8月21日に仏生寺自治会に対し地元説明会を開催し、本工事での施行は中止させていただくことを説明させていただきました。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君）

今の説明と最初の計画した経緯についてとの答弁が非常に矛盾するわけであります。地域の要望に従って計画を立て、そして物事が進んでいったわけであります。にもかかわらず、地元入札業者が決まって、予算も決まって、工事内容も決まって、そして地域に対してこういう工事をしますよということで説明に行ったとのことですが、聞くところによれば、そのときには請負業者である堀部工務店の社員も、また実質的な経営者である堀部議員もそこに同席していたと聞いております。当然、工事ができるということで入札を行ったわけでありますけれども、堀部議員の家から東に100メートルも行かないような工事であります。もし中止になると、そのような意見が地域の中であるとするなら、その住民である堀部議員は当然そのことを知っていたと思うわけであります。

堀部議員は、また堀部工務店は、入札にできないような工事を入札で取るわけにはいきませんので、請負業者とは絶対にならなかつたと推測するわけであります。やれるという判断の中で入札に参加し、落札をしたわけであります。当然、堀部議員も議員である上に地域の住民でありますから、その地域の要望等々は当然承知しておるだろうし、その中でこの答弁の中において、その地域の総

意であると、だから中止に至るといような答弁を今部長さんは言われましたけれども、この答弁で市民の方が納得すると思いでしょか。

改めてお伺いをいたします。

当初、地域の方の要望に従ってこの計画はなされ、当然、地域の人たちの御理解の中においてこの計画はなされたかと思っております。また、堀部議員もこういう事業をしてくれということによって一般質問もしておるわけでありまして。議員も当然、その工事が市民のためになると思っておいて一般質問をし、そして担当職員も地域のためということで汗をかいたかと思っておるわけでありまして。それが、どうして予算が組まれ、入札まで行われ、工事者が決定したのに、地域の総意で中止になったという答弁は、本巢市民においては到底私は理解できないだろうと思っておりますので、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

再質問についての答弁を高木部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、ただいまの再質問についてお答えのほうをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、令和3年度に入りまして地元の自治会長並びに役員に対しまして事業計画と今後の工事予定を説明させていただきました。その折にも、入札までの間、期間があるかと思っております。特に御意見もなく、地元の皆さんのほうが理解していただけるものと判断いたしました。入札に至ったものでございます。

また、地元説明会においても、個別の要望は多少はあるかというふうには考えておりましたけれども、まさかこの工事に対して反対意見が出るということは、私どもも認識しておりませんでした。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

部長の立場としては、そこまでの答弁が目いっぱい答弁だろうというふうにするわけでありまして。答えられないことを答えよといっても、それは無理なことでありまして、私の知る限りのことで市民の方に御理解を願わなければいけないかなあというふうにするわけでありまして。

この地元説明会のときにおいては、冒頭にも言ったとおり請負業者である、施工業者である堀部工務店、またその実質的な経営者である堀部議員もその場にいたわけでありまして。当然、自分が一般質問をしたわけでありまして、地域の方の要望という形で一般質問をして、行政としてはその意見に従って努力をしてここまで持ってきたわけでありまして。当然、市民の負託を受けた議員として、また地域の住民として、その場にいた堀部議員から何らかの市民に対する説明、お願い等があったのか否か。その場に部長さんがいられないなら返事ができないと思っておりますけれども、私の聞いたところでは、堀部議員から一言の言葉もなかった、質問もなかったと聞いておりますが、事実か

否かお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問について、高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

ただいまのその説明会のときですけれども、第1回の説明会におきまして、申し訳ございませんけれども私のほうも出席しておりませんでしたので、そのような回答についてはちょっと確認はいたしておりません。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

後ろに堀部議員もおられますので、私の言ったことが一言でも間違っておれば異議を言っていただけでも結構ですけれども、私の聞く限りでは何のあれもなかったというふうに聞いております。

このことにおいては、どこの工事、どんなに素晴らしい工事をやろうとしても、1人や2人の反対はあります。過去においても、そういう事案がありました。内藤市政のときに、道路拡張に伴い、ある橋を大きくするという事業が提案をされ、そして決定されて工事に移る段階になったときに、内藤市長さんは非常にそのことを喜び、その橋は黄金橋であると言って議会で発言をし、大変喜ばれました。けれども、この工事は私が汗をかいてやらせた、やらせたと言って議員が自慢をしたことにより反発を買い、地権者がその橋幅の土地を売ることを拒否して、結果として黄金橋と内藤市長が喜んで議会で発表した橋が小さくなってしまったという経緯があります。これも、できもしないことを私がやった、やったと言う議員の責任の一端かという思いをしておるわけであります。

何にしてもかんにしても、この総額として約3億5,000万以上の工事で、70%もの補助金がもらえる工事が中止になったということについては、これは非常に本巢市にとって不利益でもあり、また今後の行政にお願いに行く、県に対してでも国に対しても、何となくつらい立場に置かれるのではないかというふうに自負をするわけであります。

その中で私の憶測でしか物が言えませんが、提案した執行部として中止になった原因とその責任について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、中止になった原因とその責任についてお答えします。

本来は、工事により現状と工事施行後の状況が大きく変わる場合は、詳細な設計を行う前に地元自治会に対し説明会を行い、意見調整を図るべきところを、工事請負業者決定後に地元説明会を行ったため、その後にあった意見について調整が図れなかったことが主な中止の原因であったかと考

えております。

今後は、詳細な設計を行う前に地元説明会を開催し、地元住民の理解を得て設計及び工事発注するなど、同様な事案が起こることがないように努めていくことで、その責任を果たしていきたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

堀部議員のおる前、実質的な経営者である堀部議員がいる、また一般質問がある等々の中において、先ほども言ったように職員としてはそこまでが目いっぱい、腹の中とは違うかもしれないけれども目いっぱいの答弁だろうと思っておりますので、職員に対しての追及は、これ以上はしないというふうにしておきます。

当然、一般質問をした議員も、また請け負った堀部工務店においても何らかの責任は私はあると見ております。また、それを賛成したここにおられる議員全員も責任があると思っております。議員の職務をとことん果たすためにはどうするかということ、よく議員各位が腹の中に納め、そして考えていただきたいと思っております。

これは中止になった、結果として。ただ、これは請負業者が決まって、そして工事も発注されて、当然、堀部工務店としては工事をするための道具というのか、いろんなものは注文してあるというふう聞いております。その中で、冒頭の中にもありましたようにボックスカルバートというものがもう発注済みであるというふう聞いておりますけれども、このボックスカルバートはどのようにするのか。今後について、またどういうふうにするのかも含めて、この3億5000万、本当にぼやっちゃってしまっているのか等々を含めて、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

5番目の質問です。

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それらの仏生寺水路改良に係る工事の計画、今後について、ボックスカルバートの今後の使用について御説明のほうをさせていただきます。

起債充当率100%、地方交付税算入率70%である緊急自然災害防止対策事業債の起債対象であった工事が中止になったことは、大変申し訳なく思っております。

本工事における起債につきましては、個別の事業計画により緊急に実施を必要とする箇所に位置づけられた事業費を充てていただくものになります。よって、ほかの箇所へ事業を振り替えることはできないことになっております。

今後のボックスカルバートの使用につきましては、本年度中止になったことで起債から外れまし

て一般財源のほうになります。このボックスカルバートにつきましては、もう既に製作済みでありますので、この製品の活用につきましては、市内の別の工事場所、交付金が充てられることがない箇所等を探しながら変更を行いまして、今後はそちらのほうの施工に進めていきたいというふうに考えております。

また、起債の条件に合い、新たな対象となる工事箇所等があれば、地元要望も確認をさせていただきながら、適切な箇所に新規に事業計画を立て実施を検討していきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君）

このボックスカルバートは、私の聞くところによると2,000万以上かかるということになっております。その2,000万からのお金が一般会計から払われるということについては、議員として到底納得ができるわけではありません。この2,000万円は、市民からお預かりした大切なお金であります。結果として中止になった。先ほども述べたように執行部にも責任があるかもしれない、また議会にも責任があるかもしれない、請け負った業者においては大きな責任があると思っているわけがあります。何らかの形で責任を取っていただくことをこの場でお願いをし、また議員各位においても、市民から預かった大事なお金をそう簡単に事業の尻拭いで使うことにおいては、よく考えていただきたいと思っております。

もうこれ以上言っても何ららちは明きませんので、執行部の部長さんにおいてはつらい思いをさせて申し訳ありませんでした。目いっぱい言いたいことがあるけれども、言わないのも議員でありますので、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、大和園の民営化についてであります。

議員各位においては、大和園の経営状況、また今後についての必要な経費等々を記載したものをお配りしているわけであります。これでありませけれども、皆さん手に取っておられますか。

これは、本来でいくと広域連合、北方・瑞穂・本巢市の中で質問するのが本意でありますけれども、当然3月の広域連合の中で質問をする予定でありますけれども、そのトップである、今日は藤原市長さんが体調不良のためということで欠席をされておりますけれども、質問については前に告知してありますので、代わって誰か答弁をしていただければいいかと思っております。

この大和園の民営化について、市長としてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に代わりまして大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、市長に代わりましてお答えをさせていただきます。

現在、もとす広域連合老人福祉施設大和園におきましては、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、居宅介護支援事業所（ケアマネ業務）といった複数の事業を展開されているところでございます。

特別養護老人ホームにつきましては、定員96人のうち本巢市内から60人、約63%の方が入所されており、ショートステイ、デイサービスにつきましても、本巢市民の利用が多い状況であります。特に北部地域では、事業を展開する事業所が少なく、他の民間事業所を利用するにも遠距離となり、北部地域の方々の負担が大きくなることから、北部利用者の受皿となっている状況でもございます。また、DVや虐待などにより親族等の支援が得られず、介護保険サービスを受けることができない人のために、緊急的な受入れ態勢も構築されております。

また、養護老人ホームにつきましては、生活に困っている、あるいは身寄りがいない人などを措置することを目的とした不可欠な施設であり、現在、本巢市から市民7人が措置されております。さらに、高齢者虐待等の対応では、緊急時には短期宿泊（ショートステイ）の受入れを受託し、速やかに対応できる体制を構築しており、加えて、障がい者の介護者が急病等で緊急に短期宿泊（ショートステイ）が必要となったときの緊急短期宿泊場所としての活用も次年度から計画されているところでございます。

このように大和園は、特に北部地域の介護サービス利用者や生活困窮者で措置が必要な人、さらには虐待を受けた人の最後のセーフティネットとしての役割を安定的に果たす唯一の施設であると考えております。

なお、老朽化に伴う将来における多額の工事費用につきましても、重要な課題であると認識しておりますが、大和園はもとす広域連合が所管する施設でございますので、もとす広域連合を組織する瑞穂市・北方町・本巢市の3市町の共通課題といたしまして、議員御提案の民営化も含めた大和園の将来の在り方について、今後、議論を重ねていきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

この民営化の質問については伏線がありまして、私がこの大和園の、要するに広域連合の議員になったときに、同僚議員であった黒田議員、また臼井議員もこの大和園の担当議員になったわけがあります。そして瑞穂市の若井議員が副となって、それまでは大和園は非常に赤字続きでありました。何なら民営化をして民間の業者に委託をしたらどうだというような意見も多々出たときに、答弁された当時のトップは、委託費用が莫大にかかるということで断念をしたわけでありました。

その中において、その話を聞き、何とかならないかと、この赤字を解消しなければならないかと、何か知恵はないかということで、冒頭言ったように委員長であった黒田議員、また副であった若井議員、そして本巢のことをよく知っている、大和園のことを知っている臼井議員が力を合わせ、協議に協議を重ね、そして2年近い年月の中において、この赤字を黒字に持っていったわけでありま

す。

人間、その気になって、やる気になってやれば、長年の赤字の大和園を黒字の大和園にすることができた。これは素晴らしいことだと思っております。私も少しは協力したということで、少し鼻が高い思いをしておるわけでありませう。

その中において、冒頭お配りした資料によりますと、今から3年、4年先には10億円近い維持管理費が必要となってきます。また、それから4年、5年先には7億近いお金が必要となってきます。10年そこそこの間に17億というお金をまた大和園に投資しなければならないということになれば、市民の負担も多くなるであろうという思いの中で、私も商売人の端くれであります。今なら大和園を民間に値打ちに売ることができるのではないかという思いがありまして、今回の一般質問としたわけであります。

10年先、17億ものお金を投資して、そして大和園をきれいにし、10年も使わないうちに利用者がどんどんどんどんと減っていくという。もう20年先には、私も私と同僚、前後する人は全て戒名に変わっているのではないかなあという思いをするわけであります。

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員、時間が来ておりますので話をまとめてください。

○11番（鏑本規之君）

大和園の利用者は必然的に少なくなっていく。けれども、施設は新品同様で残っていくというのは、非常に税金の無駄遣いということになっております。そういうことも含めて、議員各位においてはよく検証していただき、本当に民営化がいいのか、またこのままのやり方がいいのか、よく考えていただき、また執行部においてもいい知恵を出していただくことを切にお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩といたします。この時計で3時に再開します。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

続いて、12番 黒田芳弘君の発言を許します。

黒田君。

○12番（黒田芳弘君）

皆さん、こんにちは。

さわやかにいきたいと思っております。このところ、皆さんから強い視線を感じるようになりました12番 市政自民クラブの黒田でございます。

年末を迎えまして、大西議長におかれましては大変楽しみな時期をお迎えのことと思っておりますが、

決して山県のようにはならないように、我々の代表として節度あるお酒の飲み方をしていただきたいというふう存じます。

私、2年ぶりの登壇となりましたが、何度立ってもこの場所は、私にとっては程よい緊張感を味わえる神聖な場所でございます。今回は、この本巢市が将来にわたって安定的な財源を確保して、持続可能なまちであり続けるよう、そんな観点で通告してあります3点11項目についてただしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目でございますが、少子化対策について質問いたします。

まず、資料1にあります自民党岐阜県連が主催をした、小倉将信消費者担当大臣による「今後10年間は我が国少子化対策の岐路」というふうに題しました講演の内容について御紹介をいたします。

2ページに、我が国の出生数・合計特殊出生率の推移がございます。戦後直後の第1次ベビーブームでは、1949年には約270万人の出生数、出生率は4.32と非常に高いものがございました。その人たちが親となった第2次ベビーブームでは、1973年に209万人、出生率2.14、その後、出生数・出生率はともに下がっていき、2005年には1.26と最低の出生率となり、その後、2021年に1.30まで回復をいたしました。出生数は81万1,000人余りと最少の数となりました。本年はまだ途中ではございますが、今までの過去最低のペースであるということでもあります。

3ページには、最近のコロナ禍における婚姻件数及び出生数がございます。緊急事態宣言が発令されまして、巣籠もり状態が続いたことから、新生児が増えるのではないかというかすかな期待がありました。しかし、コロナ禍となった2019年以降も婚姻件数及び出生数はともに減少をしております。これは、新型コロナウイルス流行への不安から、結婚・妊娠に影響を及ぼしたというふうに推測されます。

4ページに、少子化の現状がございます。いずれも直近2021年の数字であります。出生数は81万1,604人、合計特殊出生率は1.30、50歳時の未婚割合は、男性が28.25%、女性が17.81%と1980年の2.6%、4.45%と比較すると極端に高いことが分かります。平均初婚年齢は、夫が31.0歳、妻が29.5歳で、これも1980年の27.8歳、25.2歳と比較し晩婚化が進んでいることがよく分かります。女性の第1子出産平均年齢は30.9歳と、1980年の26.4歳と比べ4.5歳も遅くなっております。

このように、未婚が増え、晩婚化が進み、出産年齢が高くなっている現状で、この傾向が続けば、2060年には人口8,808万人まで減少すると推計されております。

5ページには、結婚について載せてあります。結婚できない理由については、適当な相手に巡り会わない、結婚資金が足りない、異性とうまく付き合えないといったものが主な理由です。結婚した方の出会いの状況については、職場や仕事などは以前とはそれほど変わらない中、1965年に約40%であったお見合いが2009年には5%未満と極端に少なくなっており、その分が未婚に置き換わっているという結果であり、お見合いは結婚へ結ぶ重要な手段であるというふうに言えます。ちなみに、奥手であった私もお見合いで結婚をした一人でございます。

6ページには、理想の子どもを持たない理由として、理想と予定の子ども数の組合せ別の調査結果がございます。理想は1人以上、予定ゼロ人は6.1%で、その理由は欲しいけれどできないが

74.0%で、自分や夫婦の生活を大切にしたいからという理由もございます。理想2人以上で予定1人では39.2%で、子育てや教育にお金がかかるといった経済的理由や、高齢年齢で生むことを嫌うことが高く、家事や育児で夫の協力が得られないといった理由もございます。理想3人以上で予定2人以上では54.7%で、ここでも子育て・教育への経済的な理由が69.8%と高くなっております。

7ページでは、仕事と生活の両立をめぐる現状があり、ここで大きく言えることは、約5割の女性が出産・育児により退職をしているという現状と、その理由として仕事と育児の両立の難しさにあるということであります。

8ページには、現在の岸田総理大臣が力を入れて取り組んでおります少子化対策としての子育て支援の具体的内容があり、地域少子化対策重点推進交付金として、令和4年度執行の予算額は36.7億円が計上されております。新しいところでは、これとは別に総合経済対策の目玉の一つとして、妊娠・出産・子育て支援として10万円の支援を行う方針を表明されました。

9ページでは、妊娠・出産に関する調査結果があります。30代で出産した夫婦ともに、もっと早く産めばよかったが圧倒的に高く、意識調査についても早く子どもを持つという思いが高いのが分かります。

10ページには、保育士等の処遇改善の推移があります。これについては、まだまだ十分とは言えないかもしれませんが、改善が進んでいることが分かります。

11ページには、子ども子育て支援の推移があります。少子化社会対策基本法が施行された2003年度より子ども手当が創設された2010年を経て、2019年では約9兆円を超える予算を計上し、手厚い支援をして少子化対策に取り組んでおり、予算は増加の一途をたどっております。

1つ飛んでいただいて13ページには、来年度新たに創設するこども家庭庁についての全体像があります。これは、妊娠前より大学卒まで切れ目ない効果的支援を掲げております。

質問に入ります。

1点目でございますが、本市においても、ただいま説明したとおり国の対策に沿って取り組んではきましたが、改めて本巣市はこれまで具体的にどのような少子化対策を実施してきたかを確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

少子化の進行には、結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が地域ごとに複雑に絡み合っていることから、その課題を明確化し、特色のある取組を展開することが重要であると考えております。

御質問の本市がこれまでに実施してまいりました少子化対策でございますが、まずは結婚支援を行っており、平成18年度から市独自の婚活イベント事業といたしまして、主に独身男女の出会いの

場を提供してまいりましたが、近年では、集団での出会いからマッチングアプリ等を利用した個々の出会いへと婚活事情も一変し、コロナ禍における新しい生活スタイルに伴い、オンラインによるお見合いなど新しい婚活の形へと変化していることから、令和3年度からは婚活サポート事業といたしまして、岐阜県がOKBふれあい会館に設置する岐阜県結婚支援事業ぎふマリッジサポートセンターのぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークに参画し、県内広域でのお見合いの場を提供するとともに、個別のお見合いのサポートへとシフトしてまいりました。

また、平成29年度からは結婚新生活支援事業といたしまして、経済的な理由により結婚に踏み出せない人に対し、結婚に伴う新生活に係る住居費や引っ越し費用の名目で、夫婦ともに年齢制限や世帯の所得制限はございますが、上限30万円を支給しております。

2つ目に、妊娠・出産への支援を行っており、医療保険各法に基づく給付の対象とならない不妊治療等への支援といたしまして、平成18年度から体外受精などの特定不妊治療を受けている人に対し、年間20万円を上限とする特定不妊治療費助成事業を実施しており、また平成27年度からは人工授精などの不妊治療を受けている人に対し、年間5万円を上限とする一般不妊治療費助成事業に加えまして、平成28年度からは市内各保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を進めております。

3つ目に、経済的支援といたしまして、平成16年の町村合併以前より出産祝い金事業を行っており、平成28年度からは第3子出産時に10万円、第4子以降の出産時に20万円を支給しているところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

今部長から説明があったとおり、本市においても結婚・出産、そして子育ての経済的支援と、一通り順序に沿った対策を講じているということを確認いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

ただいま説明があったように、本市においてもこれまで手厚い支援で少子化対策を進めていたところでございますが、当然結果が求められます。その効果はどのようであったのか、特殊出生率と出生数の推移について御説明を願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に出産したときの子どもの数でございますが、岐阜県が発行しており

ます岐阜地域の公衆衛生によりますと、本市での平成23年から令和2年までの10年間の合計特殊出生率の推移といたしまして、平成23年には1.36人であったものが、令和2年には1.16人となっており、10年で0.20人の減少となっております。

出生数につきましては、平成23年では271人でございましたが、令和2年では163人となっており、10年間で108人の減少となっている状況でございます。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

今の数字を聞きまして、正直、大変驚いております。出生率が1.36から10年で1.16、出生数については271人から163人というふうに減っているということでございます。少子化対策の効果が出ていどころか、逆に速いスピードで少子化が進んでいるということが言えます。

私、今年の成人式に参加をさせていただいたんですが、今年の成人の数はたしか368人でありましたので、18年後の成人式にはこの数は163人と、今の半分以下となるという現実がございます。この全ての163人の人がこの本巣市にとどまり、仮にこの163人が男女半々として、全てこの人たちが一緒にカップルになって全ての子どもが生まれたとしても、その世代では1年に80人しか子どもが生まれられないということになります。恐らく今のままでは、市内への転入より転出のほうが多くなるだろうから、さらに減ることになるということでございます。まさに危機的状況であるということをお指摘し、次の質問に入りたいと思います。

少子化問題は、本市のみならず国全体の問題で、それこそ今日まで国を挙げて、地方もそれに連動し対策を講じてきました。しかしながら、出生率はさらに下がり、出生数もまた減少を続けている。この結果だけを見ると、今まで取り組んできた少子化対策は本当に正しかったのか。ちゃんとこのことに的を射ていたのか。これまで支援してきた予算というものは、間違いなくそれに充てられたのか。もっと言うなら、少子化対策という聞こえのよい政治的パフォーマンスにみんなが踊っているだけではないかというふうに考えてしまうわけでございます。

担当部長から見て、現状把握と少子化への要因解析について見解を求めます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

全国での出生数が過去最少の81万1,604人と示すとおり、本市の出生数も過去最少の163人となっていることから、議員が申されるとおり大変深刻な状況であると認識をしております。

内閣府が本年7月に公表しました少子化社会対策大綱の推進に関する検討会中間評価の資料には、25歳から34歳までの未婚者に独身でいる理由を尋ねた結果、男女ともに適当な相手に巡り会わない

が最も多く、こちらは男性が43.3%、女性が48.1%でございます。次いで、自由さや気楽さを失いたくない、まだ必要性を感じないが続き、また妻の年齢別に見た理想の子ども数を持たない理由では、やはり子育てや教育にお金がかかり過ぎるからの経済的理由が最も多く、次いで、高年齢で産むのは嫌だから、欲しいけれどもできないからの年齢・身体的理由が掲げられていることから、本市の少子化進展の要因といたしましては、この国の評価結果と同様な理由であると考えております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

今の答弁をお聞きしますと、この少子化の現状を大変深刻な現状というふうに受け止めておられ、その要因についても先ほど私が説明いたしました国全体と同じ理由であるという認識であるということでございますが、このままではいけないので、じゃあどうすればいいかというところで、最後の質問に入りたいと思います。

この少子化問題について深く考えますと、いろいろなものが見えてきます。最初に講演の内容で説明したとおり、現状を把握し要因を解析して施策を講じていかないと、この効果というものを確実に得られることはなかなか難しいのではないかとこのように思います。

まずは、高い未婚率と晩婚化を防がなければなりません。若い年齢で多くの方が結婚できるようにするにはどうしたらいいのか。次に、その夫婦が過去のベビーブームのときのように、たくさん子どもを産み育てることができる環境を整えること。そして、それには当然不妊への支援や育てる親の経済的な問題もあります。こういったものを全てクリアして、結婚してたくさん子どもを産み育てる希望が見えてくるんだろうというふうに思います。

この効果を確実に発揮すべく、今後の対策について部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

本市では、結婚支援や妊娠・出産への支援、経済的支援など、少子化対策の様々な取組を進めてまいりましたが、効果を発揮する対策につきましては、いまだ調査中でございます。

今後につきましては、国や県の施策の動向を注視いたしまして、また少子化対策で成功している自治体の対策を調査・研究しながら、効果が発揮できる対策を考えていき、市民が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

最後にこのことについて意見だけ述べたいと思いますが、世界人口は今年の11月15日、80億人に達しました。日本の経済力が後退しているとはいえ、まだまだ諸外国と比べ裕福であろう日本が減っているのに、なぜということ率直に思いましたが、世界規模でも出生率は同じように下がっているが、平均寿命が大幅に伸び、それを上回っているのが主な理由ということでございます。日本ほど極端ではございませんが、今後世界中で少子高齢化が進んでいくようであります。

私の親世代とこういったことについて話が出ますと、今の親は楽やなあ、私たちの時代には児童手当も医療費の無償化もなかった。生活は苦しかったけど、自分のことは二の次に、子どもの成長を楽しみに一生懸命働いて、いい子に育つようにと願ったものだと、そういうふうに言われます。時代が変わったといえればそれだけかもしれませんが、子どもを産み育てることの大変さを決して行政のせいにはせず、行政に頼ることなく必死に頑張ってきたんだらうというふうに思います。

今この議場内にお見えになります行政、そして我々議員も、少子化対策は何より推進していかねばならない重要な事案であるということは認識をしていますが、その中身の一つである子育て支援を世論の人質に取られ、児童手当や医療費無償化といった実際には確認することのできないお金を支援することだけに傾注してしまいがちで、結果だけ見るとこの対策の本質のところには目を伏せてしまっているのではないかというふうに考えます。この本巢市だけでも確実に効果をしっかりと確認できる、そんな独自の政策を御期待いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、都市圏への一極集中問題についての質問に入ります。

元総務大臣、元岩手県知事である増田寛也氏が座長を務める日本創生会議が2014年発表した我が国の総人口の将来推計、いわゆる増田レポートで強い衝撃を受けた方は私だけではないというふうに思います。2008年、人口減少時代に突入したこの日本は、現在の約1億2,000万人から2050年には1億人を、そして2100年には5,000万人を下回るという推計があります。このレポートでは、若年女性が減ると子どもが生まれません。当然人口が減る。その結果として、全国で1,700を超える市町村のうち896の自治体が消滅の危機に直面するといった衝撃的な警告でありました。これを受け、限界集落や地方消滅といった問題が広く取り沙汰され、国は地方創生を掲げ、地域活性化に積極的に取り組んでいるところであります。

その具体的取組の一つとして、先日視察してきました会津若松市では、ICT関連産業を集積し、地方への新たな仕事づくりを目的とするスマートシティA i C Tを平成31年開所いたしました。これは首都圏からの新たな流れをつくり、若者の定住につながるものであります。先端ICT関連産業・企業集積を目的とした地方におけるオフィスビル整備で、現在40社ほどの様々な企業が入居しております。中には、アクセンティア、日本電気、三菱商事、ソフトバンクといった日本のトップ企業が入居をしております。この入居企業と会津大学、地元企業、地域住民により、先端IoT、ICT実証・実装事業を展開し、地域活性化に加え、交流・定住人口の増加へつなぐ地域課題解決モデルの創出を目指しております。これは、早くから言われたIT時代を迎え、通信環境だけ整備

すれば全国どこでも企業活動ができるといったモデルケースとも言えます。

一部ではこういった取組も見られますが、まだまだ我々地方には、いまだに地方活性化の実感はございません。地方では、1点目で取り上げました少子化問題に加え、都市圏への一極集中が加速し、地方に若者が残らない深刻な問題を抱えております。都市圏への一極集中により、地方に若者がいなくなることで生産年齢人口が減少し、労働者不足や中小企業経営者の後継不足、さらには税収減による行政サービスの低下、空き家や耕作放棄地の増加など様々な問題が生じています。

ここで1点目の質問に入りますが、本市における高校卒業後の進路や若者の定住状況については、どのように把握をされているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

令和3年度に行われました岐阜県の人口動態統計調査の主な移動理由で、世代別日本人の社会動態によりますと、学業を理由に移動された方は10代から20代で、職業上の理由では20代で転出超過となっており、高校卒業後の市外への学校へ通うために転出された方や、職を求めて転出された方が数多くいるものと見受けられます。

御質問の高校卒業後の進路や若者の定住状況につきましては、住民基本台帳法第24条の規定により、転出する方はあらかじめ、その氏名、転出先、転出の予定日などを市町村長に届け出なければならないと定められておりますが、中には、引っ越しをされても住民票を移されない方も見受けられますので、詳細な状況を把握することはできておりません。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

ただいまの答弁でございましたが、こういった問題について、まず自分のまちの子どもたちが高校卒業後どういった進路を取っているのかということとは把握されていませんと、何の対策もできませんので、今後それをしっかりとつかんでいただくようお願いをしておきます。

次に、2個目に移ります。

若者定住に導くUターン・Iターン施策などは、本市もやって取り組んでいるというふうに思いますが、このことについてただいま本市が実行している施策について御説明を願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、本市の取組についてお答えさせていただきます。

本巢へ若者定住を導くUターン・Iターンの施策などを補完する市の現在の取組としましては、住宅取得に対する助成事業としまして、市内に居住するために住宅を取得された方に対し、もど暮らし応援補助金を交付し、市内への転入及び定住の促進をしております。

また、市の空き家バンク制度により登録物件の賃貸または売買の仲介を行い、市内の空き家の有効活用を図るとともに、賃貸または売買が成約した空き家バンク登録物件の改修に要する経費や、家財家具等の処分に要する経費につきましても助成を行っているところでございます。

さらに、首都圏からの移住支援金としまして、東京23区に居住または通勤者で、岐阜県に移住し、岐阜県が選定した対象求人に応募し就職した方、または社会的事業分野で起業した方を対象に移住支援金の交付をし、U I Jターンの促進をしているところでございます。

加えて、経済的理由により結婚に踏み出せない方に対して、結婚に伴って生じる新生活に必要な住居費や引っ越し費用を支援する結婚新生活支援事業補助金を交付し、本市での新婚生活に支援をすることや、三世帯同居・近居世帯の増加を促進することで子育て支援及び介護支援の向上を図ることを目的に、三世帯同居・近居となるための住宅取得や住宅改修に要する費用の一部助成する三世帯同居・近居住宅支援事業を実施しているところでございます。

また、定住促進住宅としまして根尾地域に水鳥住宅や神所住宅などを設置しており、水鳥住宅につきましても、入居後一定期間が経過し、引き続き居住される方が住宅及び敷地の譲渡に関する申出があった際には、無償で譲渡しております。また、隣接した水鳥地内の分譲地につきましても無償譲渡をするなど、根尾地域における定住促進にも努めているところでございます。

次に、こうした移住・定住を促進するための事業といたしまして、他地域の現状を把握して分析した本巢学の冊子を市内高校等に配付し、出前講座等に活用することで、市の自然や文化、産業への理解を深めることとともに、市内外から市内への高校に通う高校生等に市の魅力を発信し、本市の郷土愛を醸成することで、将来、本市での定住促進を図っております。

また、西美濃地域の3市9町で進める広域連携事業である西美濃地域定住促進PR事業におきましても、東京や大阪などで開催されるふるさと回帰フェアなどイベントに出展し、市の魅力を積極的にPRしているところでございます。

さらに移住を検討している方につきましては、実際に本市を訪れていただいた上で、本市のよさを知っていただき、移住につながる地方創生事業としまして整備しました2つの拠点、根尾地域のシェアオフィスG I D Sと、お試し居住のできる外山のゲストハウスc o u c hを活用し、移住者の増加につなげる取組を行っているところでございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

今いろいろ並べられましたが、私、今回この本市が行っております移住・定住事業について確認

の意味を込めて調べましたが、大きく東京圏からの移住支援金が1つ、それからもとす暮らし応援補助金という、移住・定住自体に関しては大きな2つの補助金があるわけですが、この条件としては、いずれも市外からの転入者が対象ということを確認をいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

私の知り合いで、本市から住所はそのまま関西の大学で学び、今春岐阜の企業に就職した方の話では、この企業への採用時、企業の面接の方が、せっかく地元へ帰ってくるのだから、何か少しでも新生活の補助となる助成金制度がないものかと調べてくれたそうでありました。本市には、今部長からも説明がありましたが、本市以外の住所から本市に転入した方への助成金はあっても、本市に住所がある大卒者に対しての助成金制度はないということでした。担当の方から、他の採用者が住む市町ではこの制度があるのに、本巣市は残念ですねというふうに言われたそうでありました。

私が思うに、仮に30万、50万程度の助成金で都市部の企業で働きたい若者が、わざわざ地元へ帰ってきて就職することはないかもしれませんが、地元へ戻って働きたいという若者が、勤務地はたとえ名古屋や岐阜市であったとしても、住む場所をその制度がある市町にするのか、ない本巣市にするかといったら、ある市町に住所を移すだろうというふうに考えます。

本市が大切に支援して育てた子どもたちが、社会人となって税を納め、市内でお金を消費する側になる。このサイクルがなければ、いずれはこの本巣市のような地方の小さなまちは消滅することは明らかであります。地方が大切に育てた子どもたちが、社会人になったら都市部で働き、そこに貢献するようになる。子育ての部分だけを地方が担い、その後は人材もお金も都市部に奪われてしまう。このことが、いわゆる都市部への一極集中問題で、これが地方衰退の要因であるというふうに考えます。本市で生まれ育った若者が、本市に住んで、本市の将来を担ってもらおうよう、奨励金制度等、子育て支援とリンクした施策が私は必要かというふうに考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋君。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市の定住促進施策としまして、先ほど答弁申し上げましたとおり、もとす暮らし応援補助金、空き家バンク制度による家財道具等の処分に要する経費への助成、東京圏からの移住に対する支援金などがあります。

また、過去には、本巣市うすずみの里定住奨励金としまして、根尾地域及び外山地域内に移り住み、住民基本台帳に記載されている55歳以下の方に対し、1人につき年額1万円を10年間定住奨励金として支援しておりましたが、明確に居住の実態が把握できないことなど課題を抱えていたため、平成28年4月1日をもって廃止した経緯がございます。

この御質問の大学卒業後の本市に戻り居住する方に対する奨励金制度創設、子育て支援とリンクした施策などにつきましては、他の自治体の事例などを見ますと、市内に移住して市内の企業に就職された方に対する奨励金の交付や、賃貸住宅に居住する方に対する助成金の交付、また就職先や勤務地はそのまま住まいを市内に移される方に対する通勤費の差額補填などがございますので、こうした事例を参考にするとともに、関連する部署と連携を図り、子育て支援とリンクした奨励金制度の創設について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

明確な御答弁ありがとうございました。

私も三男が今大学の3年生で、もうすぐ子育てが終了する子育ての経験者でありますので、このことについてちょっと感想を述べたいと思いますが、やはりこういった地方から、どうしても東京とか関西の都市圏へ大学は通うケースが多くなります。したがって、当然下宿というものが伴うわけございまして、それが1人ならまだともかく、兄弟が近いとこれが重なるわけございまして、そういった場合には相当親というものは経済的な理由で、なかなかケースによってはどちらかがそれを諦めるといったケースもあるんじゃないかというふうに思います。

やっぱり私が思うに、この地元本巢市で育った子どもたちが、やはり地元へ帰ってきて、働く場所は市内ではないとしても、そこに住んでいただくことが一番このまちの将来を思うといいことだというふうに思います。そういった、高校を出て大学に向かう場合、地元へ帰ってくるということを条件にした奨学金制度なども検討をしていただきたいというふうに思います。

次、3点目に移ります。

6月27日であります、私がまだ議長の時、船来山トンネルの貫通式が行われました。初めての私は経験でございましたが、工事関係者の皆さんの達成感に満ちたすがすがしい姿を見て、とても印象的に感じました。市内を通ると橋脚が立ち並び、まちの景観が一変しました。高速道路の線形が想像できるようになり、いよいよここに夢の高速道路が開通するんだという希望にあふれます。

高速道路開通がもたらす効果については、改めて申すまでもありませんが、その一つに観光によるにぎわい創出に私は大きな期待を寄せております。11月6日、皆さんも記憶に新しいぎふ信長まつりで、12月公開の映画で信長役を演じる木村拓哉さんと地元出身の伊藤英明さんによる騎馬武者行列が行われました。開催前から、この観覧に96万人もの応募が殺到し、このことがメディアでも取り上げられ、大変な盛り上がりを見せました。

私も前日の5日にウォーキングを兼ねて柳ヶ瀬から駅前まで散策をしてきましたが、かつての柳ヶ瀬のにぎわいが思い出されるほどの人出がありました。行列当日は、金華橋通りが9時にメディコスの前から封鎖され、実に46万人もの人であふれ返り、2日間で62万人がこの一帯に集まったということでもあります。

事前に十六総研が試算した経済効果は39億円。開催後、関西大学経済学の宮本名誉教授による試算推計では、何と約150億円もの経済効果があったと分析をいたしました。これは、地方創生のモデルにもなるというふうに話しています。人が集まるということは、いかに幅広い効果をもたらすかを改めて知ることができたイベントでありました。インターチェンジ開通は、本市にとってまたとないビッグチャンスでございます。このチャンスを確実に捉えなければなりません。

そこで、1点目の質問に入りますが、コロナ禍の中、お笑い芸人たちのソロキャンプの番組がテレビや雑誌に登場し、キャンプを中心とした空前のアウトドアブームとなっております。週末、岐阜グランドホテルの前の道を通ると、その河川敷にはいつも100ほどのテントが立ち並び、一昼夜そこで過ごしております。市場の反応も早く、アウトドアブランドのモンベルは、岐阜市や福井県大野市に今年オープンした道の駅荒島の郷にも、全体の半分を占めるほどの大型店をオープンいたしました。

また、スポーツ用品大手のヒマラヤでも、県庁前にアウトドア専門店が今年の11月25日にオープンをしましたし、近くのホームセンターでもそのコーナーを見かけるようになりました。

さらに、グランピングといったホテル並みのサービスを野外で楽しむ魅力的なキャンプ施設も登場し、県内でも郡上市や中津川市など複数オープンしており、このブームを確実に捉えようとしております。

旧板取村では、半世紀も前に当時の長屋村長が、村民が長くこの地で暮らしていけるようにと板取スイス村構想を立ち上げ、美しい板取川沿いに官民合わせたたくさんのキャンプ場運営が進められました。今年もコロナ禍の中のキャンピングブームの中、今年の夏も大変なにぎわいをここも見せておりました。

本市においては、大須の根尾キャンピングパークのほかは、私の知るところ民営の小規模なキャンプ場が2つほどしかありません。例えば、旧長嶺小学校跡地は川に近く広い土地がありますが、取り壊された後は何も活用されておられません。また、うすずみ温泉館の隣接地にも広い芝生広場があり、このままでもテントを設営することができます。こういった遊休地において、ブームとなっておりますキャンプ場運営を積極的に本市も展開したらどうかというふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

議員が申されたように、昨今のキャンピングブームにつきましては、都会の喧騒を離れ、非日常を楽しみたい人が増え、ひとりキャンプや車中泊などといった新しい言葉が生まれるなど、非常に人気となっていると承知いたしております。

本市は、東海環状自動車道の開通を間近に控え、本市への県内外からのアクセスは大きく向上し、

交流人口の増加が大いに見込まれると同時に期待しているところでもございます。こうしたことを背景に、キャンプを楽しむ、より多くの方が本巢市を訪れていただけるのであれば、大変魅力的な提案であると考えております。

現在、本市の保有する普通財産につきましては、約16ヘクタールございますが、今後行政財産として活用が見込まれない土地につきまして、順次その環境が整った土地から公募により売却を進めているところでございますが、特に北部地域はなかなか売却が困難な土地が多く存在している状況であります。

御質問のキャンプ場などに市の遊休地を活用した事業展開ができないかということでございますが、自然豊かな環境を生かした活用といたしまして、根尾地域の上大須地内の中電事務所の跡地や生涯学習施設ながみねの跡地などは河川沿いに位置し、まとまった敷地面積を確保していることから、キャンプ場などへの活用が期待できる土地ではないかと考えております。

しかしながら、心配な面といたしましては、昨今のキャンピングブームにより全国では毎年60件程度のキャンプ場が新たにオープンしており、飽和状態となりつつあるとも言われております。そのような環境の中、優れた特色や差別化を図ることが利用者確保するためには重要なこととございます。そのためにも、民間活力を活用した遊休地の活用が必要不可欠であり、まずは市場調査を含め、民間事業者からの御提案をいただけるよう進めていきたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

2点目に移ります。

現在のアウトドアブームでは、先ほど取り上げましたキャンピングのほかに、山林の一部を購入し小屋を建てたり、週末を自由にそこで楽しむ過ごし方などがメディアで目にするが増えてきました。本屋でもこういった雑誌のコーナーもあります。以前から山林を一部購入、あるいは間借りして余暇を過ごしたいという声も伺っております。また、自然のままのところでキャンプをする姿もよく目にいたします。地主からすれば、お金はかけたが収入がなく利用価値のない山を売る、あるいは貸すことで収入が得られますし、地域にとっては人が集まることで活性化につながります。

しかしながら、いざとなると、まずは欲しい山林の持ち主が分からない。それは分かっても、隣地との境界確認ができない。また、木を伐採するにしても、根尾はほぼ砂防地に指定をされておりますので、当然保安林指定がされておまして、どう許可を取るのかも分からないといったところでつまずき、なかなかそこまでたどり着けない状況にあります。こういったことを手助けをする、ソフト面での行政支援について、林政部長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高井林政部長に求めます。

高井林政部長。

○林政部長（高井和之君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

森林の持つ多面的機能の中には、保養や行楽、スポーツ、療養といった保健・レクリエーションの機能があります。いわゆる森林空間利用として、昨今は少人数でのキャンプ等の人気が高まっており、地域経済や都市部との交流でにぎわいを見せている地域もあります。

一方で、インターネット等による情報の拡散により、林地への無断侵入やごみの投棄、無許可による立木の伐採や林地改変など問題が急激に深刻化するケースがあります。林地という閉鎖的な空間であることから、地域住民の苦情や御心配の声により行政が初めて気づくという場合もあります。

私ども森林行政を所管する立場としましては、森林空間の利用が進むことは大変歓迎することです。ありますが、森林法等に基づく業務に関しましては、森林利用における規制・制限といった面が大変強く、ルールを守った上で適正な利用を求めると考えております。

また、立木の伐採や林地の改変における規制は複雑で、県や市など取扱いの窓口も複数あるため、やる気を持った善意の利用者が相談することのできる1次窓口において、関連の情報等の提供を含めた行政支援を行うことで、適正な森林利用につながると考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

次の質問に移ります。

4月、根尾学園開校に伴って廃校となった旧根尾小学校の活用についてお尋ねをいたします。

現在の旧根尾小学校の施設につきましては、夏季の水泳授業で低学年がプールのみを一時的に利用しているだけというふうにお聞きしております。比較的新しい体育館があり、広いグラウンドがあります。そして、屋外プールもあります。市内外の方にこれを広く利用していただき、地域活性化につながるような有効的な利活用を望みますが、見解を伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山君。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、旧根尾小学校の有効的利活用についてお答えさせていただきます。

廃校施設の有効活用は、文部科学省においても推進されていることから、全国的にも多くの活用事例があり、最近の16年間では、全廃校数6,580校のうち、約74%が教育支援の場や社会教育施設のほか、障がい者福祉施設、宿泊施設や田舎レストランなどに有効活用がなされております。

旧根尾小学校施設は、昭和55年に建築された建物で、校舎、体育館、プール及びグラウンドから成り、現在は本年4月に開校した根尾学園前期課程がプールを使用しており、校舎の一部についても、その更衣室や備品の一部保管庫として使用している状況があります。

今後の有効的利活用については、校舎については、平成25年度に行った非構造部材耐震化工事、平成26年度のエアコン設置工事などから10年経過後に許可を受ける令和7年度末までは、1,300万円の補助金返還が伴うこととなり、当面は根尾学園の補助的施設として活用することとし、既に期間が経過しております補助金返還を伴わない体育館から活用していきたいと考えております。

体育館の活用については、1つ目に根尾地域の活性化につながること。2つ目に体育館を使った様々なスポーツ人口の増加が見込めること。3つ目に全国から訪れる人口の増加などを目的とした利活用を進めていきたいと考えており、年度内の公募に向けて準備を進めていきたいと考えております。

さらに、補助金返還期間終了後の令和8年度以降については、校舎を含めた旧根尾小学校全体を地域活性化を目的とした有効的利活用となるよう進めていきたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

本当に広く人が集まり、にぎわいを創出できるような、そんな施設の利用というものを年度内とは言わず、なるべく早くやっていただきたい。そういうふうをお願いいたします。

最後4点目でございますが、船来山のフラワーパーク化について質問をいたします。

開通目前の高速道路を利用してこちらへ来ていただいた方に本巢のインターチェンジで降りてもらうには、何か新しい観光の目玉が必要というふうに考えます。私は、こう見えて花というものを見るのが大変楽しみで、各地の桜はもとより鈴鹿やいなべの梅公園、茶臼山のシバザクラ、また鯖江市西山公園のツツジや南越前町の花はす公園などへは、季節に合わせ毎年伺っております。どこの公園も大変な人でにぎわっております。花は、私に限らず人を引きつける魅力がある存在というふうに感じております。

ここで、資料の2を見ていただきたいと思います。

これは以前にも取り上げた福島市にある花見山公園であります。花卉農家の阿部さん家族が70年以上もかけて造り上げた公園で、四季折々の花が咲き競う、まさに桃源郷と呼ぶにふさわしい美しい景観を誇る公園であります。

次のページに、遊歩道を散策して回るコースのマップがございますが、花を見ながら周遊できるということで大変な人気があります。ここを訪れた写真家の故秋山庄太郎さんがいたく感動し、福島に桃源郷ありと広めたということでもあります。

ここでは、環境整備協力費として1人500円をお願いしております。調べますと、少し前の数字ではございますが、2013年3月から5月の51日間で10万人以上の来客があり、物産展や食事など直接効果は11億8,000万円、生産波及効果は17億3,000万円であったとしております。

船来山は古墳群として国の史跡に指定されており、それに伴う制約もあるということは承知をしておりますが、そこは大切にしながら、インター近くに圧倒的なフラワーパークを造ることで、本

巢市の新しい観光の目玉をつくってはどうかというふうに考えますが、見解を伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山君。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、船来山のフラワーパーク公園化についてお答えさせていただきます。

船来山は、市内の山では一番南に位置し、東西に約2キロメートル、南北に600メートルで、標高115メートルから64メートルから成る独立した山で、船来山全体にはこれまで293基の古墳が発見されており、これらの古墳群は東海地方最大級の群集墳としてその価値が認められ、令和2年度に国の史跡に指定されました。これまでに古墳から発掘された品々は、国立博物館のほか、柿と古墳の館で展示されているほか、赤彩古墳が当時のまま実際に見られる唯一の施設である赤彩古墳の館では、毎年春と秋に特別開館を実施しており、多くの方が来館され、その魅力を体感していただいております。

現在は、船来山古墳群の国史跡指定地内の〇支群を古墳公園として整備するため、船来山古墳群整備基本計画の策定を進めております。この古墳公園は、古墳の本質的価値を市民や観光客に伝えることが最大の目的であるため、文化庁の指導や検討委員会の意見の下、古墳の規模や形状、できた時期やよみの国を味わえるゾーンなど、造墓集団やテーマでゾーニングし、全体の古墳の再現方法などを検討し計画していきます。

古墳の本質的価値以外にも、船来山には多くの動植物が生息している豊かな山でもあるため、四季折々に表情を変える木々や花々を満喫できるとともに、濃尾平野が一望できる魅力を最大限に生かした整備も進め、散策やウォーキングなど、1年を通して多くの方々に御来場いただける魅力ある船来山としていく必要があると考えております。

フラワーパークにつきましては、古墳公園の趣旨を十分に踏まえた上で、文化庁から様々な条件が示されているため、文化庁の指導を聞きながら、例えば淡墨桜をはじめ古墳時代に咲いていた草花を再現するなど、船来山全体を一体的に、できる範囲で景観や環境の維持・向上を検討し、多くの方が来ていただける魅力ある船来山の整備に努めていきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

いずれにいたしましても、インターチェンジの開設は本当に間近に迫っております。時間がありませんので、さらにスピードを速めて事業を進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、今年もあと少しになりました。このコロナや厳しい冬を元気にお過ごしください。そして、新しい年が皆様方にとって輝かしい一年であることを願って私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月9日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時00分 散会